

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
1	R6.7.5	市政懇談会	大迫	地域振興部 大迫総合支所	地域づくり課 地域振興課	今後の地域コミュニティ活動のあり方について	<p>大迫地区においても人口減少、高齢化が進み、コミュニティ振興会はもとより団体等の構成員の減少により役員の兼務化が進み役員の成り手確保が難しい状況になってきている。</p> <p>このことから、今年度大迫地区コミュニティ振興会においても役員の負担軽減を図り、若い世代や女性の参画が行われるように組織の見直しに取り組むこととしている。</p> <p>今年度策定された第2次花巻市まちづくり総合計画(前期アクションプラン)の分野別計画の地域づくり分野の施策「地域コミュニティ活動の充実」において、課題として「コミュニティ会議を中心とした地域づくり活動をより効果的・効率的に進めたい」ためには、地域の中でも類似した事業を整理・統合していく必要がある」とし、課題解決に向けた施策の方向として「コミュニティ会議や各種団体等の負担軽減のため、団体の役割の検討」を行うとしておりますが、どの様に進めようとしているのか伺う。</p>	<p>今年、2月に策定した第2次花巻市まちづくり総合計画長期ビジョン中、地域づくり分野の施策「地域コミュニティ活動の充実」において、課題として「コミュニティ会議を中心とした地域づくり活動をより効果的・効率的に進めたい」ためには、「地域の中でも類似した事業を整理・統合していく必要がある」としており、その課題解決に向けた施策の方向として「コミュニティ会議や各種団体等の負担軽減のため、団体の役割の検討」を掲げている。</p> <p>これは、コミュニティ会議による地域づくりは、それぞれの地区の実態に応じた地域活性化や地域課題解決のための自主的な活動が進められている一方で、地域づくりの中核を担う役員等の負担が大きくなっている現状を改善するために位置付けたものである。</p> <p>この点については、毎年開催している「コミュニティ会議と市との協議の場」でも挙げられていることであり、検討を続けていたが、一定の解決方法をまとめることができていない状況である。また、今般の総合計画策定に当たって、ワークショップ方式で開催したコミュニティ会議代表者の意見交換においても、地域主体のまちづくりを進めるために市民に期待される役割について話し合い、「コミュニティ会議はよい組織であるが、あり方の見直しが必要」「コミュニティ会議の検証が必要で、交付金も見直してはどうか」という意見とともに「会併以降、コミュニティ等によるまちづくりを推進するために、コミュニティ会議や市役所の組織体制が更新されていない。計画を推進するためにこのままいいのか検証してもらいたい。」というまとめ発表があった。ほかにも、「これまで各コミュニティで活動してきたが、人口減少、少子高齢化が進むと活動が厳しくなってくるので、他のコミュニティと一緒にやっていくことも考えなければならない。」「コミュニティの仕事はボランティアで報酬をもらっていない人もいる。そななと様なまちづくりの活動に役員としてお願いできない。その結果、頼れる後継者は育たない。」とまとめた班もあった。</p> <p>このようなコミュニティ会議代表者の意見交換の結果や中間サポート事業の成果も考慮し、総合計画策定に際し、先述した課題をまとめ、その上で、施策の方向として「コミュニティ会議や各種団体等の負担軽減のため、団体の役割の検討」を掲げているが、この点については、これまで平成28年度以降、岩手大学教授などの指導もいただきながら検討を進めてきたが、本質的な改善ができない。</p> <p>今回の懇談テーマは、この内容についてどのように進めていくかということであるが、これについては、市が一方的に示すのではなく、改めて各コミュニティ会議や地域づくり活動を実施している団体などと協議してまいりたいと考えている。</p> <p>なお、団体の統合などが進めてこられなかった理由としては、1つ目は負担軽減のために団体の統合や事業の見直しなどが必要と認識しているものの実際の話し合いでは、これまでその団体が担ってきた役割的重要性や現在も中心になって活動している方々への配慮も働いて、現状維持の方向へ議論が傾いてしまうことであり、2つ目は各種団体が行っている事業や組織の在り方について、花巻市全体の大きくなりで考えて構成比率が大きな組織の意向で決まってしまうことである。3つ目は地域では多くの組織が関係し、扱い手などの関係者が縦横に複数組織に跨るため、そのことで、一生懸命に考えようとする一部の熱心な人に過重な負担をさせてしまう傾向にあることであり、4つ目はそれぞれの団体の活動を見渡して、調整することができるコーディネータ的な役割を担う人材の握り難さができていただけなかったことが挙げられると考えている。</p> <p>こうしたことから、今後は、コミュニティ会議や各種団体等の負担軽減のために団体の役割の検討を進めることができる体制整備も視野に入れながら、団体が受け持ってきた役割について、今後も必要な不可欠なものは何であるか確認し、それらを維持しつつ、地域の中でも類似した事業を整理・統合していくことについて、各地域の実情を把握して、その状況に応じて的確に支援できる取り組みや市が現在も実施している地域づくり活動を支援するNPO等を活用した支援活動などを実施し、実際に動きが現場で感じられる体制を整備してまいりたいと考えている。</p> <p>なお、同じく今回の懇談テーマの要旨の中に、「大迫地区においても人口減少、高齢化が進み、大迫地区コミュニティ振興会はもとより、団体等の構成員減少により役員の兼務化が進み、役員の成り手確保が難しい状況になっている。今年度、大迫地区コミュニティ振興会においても、役員の負担軽減を図り、若い世代や女性の参画が行われるように組織の見直しに取り組むこととしている。」とある。</p> <p>最近の総会資料を見ると、次世代育成事業として「若者による地域づくり実行委員会」で話し合った企画を実施し、若者が地域づくりに参画する環境整備に努めている。また、まちづくりビジョン・アクションプランの実現に向けた事業への支援を行い、地域ビジョンを意識し、それらの実現に向かう仕組みづくりも行っており、すでに独自に課題解決に向けた取り組みが行われ始めているところである。</p> <p>さらには、振興会の役員には、各種団体の代表のほか、一般公募の方を含めるなど、広く地域住民の方が参画できる場を設けており、各種事業に取り組まれている。</p> <p>このような事業展開が、総合計画の中で掲げた「コミュニティ会議や各種団体等の負担軽減のため団体の役割の検討」につながると思われ、また、大迫地区コミュニティ振興会ビジョンの目的である「地域の大切なものを未来につなぐ」というテーマ実現に向けて歩むことができるものと期待している。</p> <p>地域づくりについては、地域の実情が重要で、市として画一的な方針を示すことはできないものである。このことから、市では、地域づくり活動を支援するNPOが地域に入って課題解決に向けたサポートを行う地域づくりサポート事業を行っており、地域性や各団体のこれまでの歩みを理解して必要な取り組みをまとめる支援を行っている。また、同様にコミュニティ会議をはじめとする各地域で活動している各種団体の個別の実情把握と地域性を考慮した活動を支援するため、各地域に地域支援監の配置や地域づくりを担う担当係を設置しているので、その担当職員が中心となって皆様の相談に対応するなど、必要な支援を継続してまいりたいと考えている。</p>
2	R6.7.5	市政懇談会	大迫	地域振興部	地域づくり課	コミュニティ会議の役割の見直しとコミュニティ会議役員への報酬等を支払うために交付金を追加することについて	地域活動をボランティアで行わなければならぬ状況となっている。昨年度に開催された市とコミュニティ会議の話し合いで防災分野についても協力してほしいとの話があり、事業が増えている。行政としてコミュニティ会議が地域コミュニティの形成に重要な位置を占めるに評価するのであれば、役員への報酬や費用弁償にかかる費用を交付金に含めた方が良いのではないか。そうした支援が難しいのであれば、事業を減らさざるを得ないとと思う。また、行政とコミュニティ会議の役割をはっきりさせる必要があるのではないか。	ご意見は参考としたい。 コミュニティにおいてはそれぞれに課題はあると思っている。人的支援とお金の支援については、地域と協議しながら検討してまいりたい。
3	R6.7.5	市政懇談会	大迫	地域振興部	地域づくり課	今後の地域コミュニティ活動のあり方について	コミュニティ会議会長の役割として、市からは地域協議会、地域公共交通協議会など15の組織の委員を委嘱されており、年間100回以上の会議がある。さらに、学校関連行事への出席もあるが、これら全てに報酬や費用弁償が出ていているわけではない。コミュニティ会議の会長は多くの会議等に対応しており疲弊しているように感じる。このことから、コミュニティ会議の役割や会長の業務について早急に話し合いの場を設ける必要があるのでないか。	今の話は最もだと思う。数年前に岩手大学の先生にもお願いして、コミュニティ会議の仕事のやり方を変えていくことを話し合ったが、自分たちの使い勝手の良いものは変えて欲しくないという意見があり、具体的な変更が出来なかつた。先ほどの話は、コミュニティ会議の仕事が多すぎるということであり、地域に依頼する仕事をまとめて話し合ったが上手いかない。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
4	R6.7.5	市政懇談会	大迫	地域振興部	地域づくり課	自治公民館建て替えに関する補助制度について	<p>自治公民館の建物が老朽化しており管理が大変である。</p> <p>自治公民館組織を構成する住民の高齢化や人口減少が進み、自治公民館の建設について3分の2程度の補助があったとしても自ら負担額を用意するのが大変である。人材づくりの観点からも、せめて自己負担額が1割程度になるよう手厚い制度にしてもらえないか。また、過去において亀ヶ森地区では消防庁所とコミュニティ施設の一体型施設での整備を行つたと聞く。現在その様な制度が無ければ復活してほしいが、現状と市の考えを伺いたい。</p> <p>現在の自治公民館は、昭和29年に個人が有志で建設した建物で、大迫町役場として使用し、役場が移転した後に公民館として使用を始め、現存しているものと聞いている。</p>	<p>【市長】 全て市が負担するということは無理だと思っている。今、市では自治公民館の改築に延べ床面積が99㎡未満の場合は補助率3分の1で上限300万円までしか補助金を出している。自治公民館については、地域によって違いがあり、花巻地域では地区住民が負担して建物を建設している。大迫地域では、当時の大迫町が所有している建物が多かったので町が多額の負担をして建設したものと思う。例えば、沢崎生活改善センターについては、単に自治公民館の役割だけではなくて八木巻神楽の上演や練習に使用していたり、地域住民が災害時に避難する場所となっていたりするので、そういう場合にあっては市が負担できるが、そうでない場所以外の場合は市がすべてを負担することは、他の地域とのバランスも考えないと難しい。消防庁所については、大体が改築などが終わっており、現時点では、消防庁所を新たにたくさん作るという状況にはなっていない。このことから、消防庁所と一緒にコミュニティ施設を造るから市で負担するといつぱんは通らないと思う。大迫地域で30館ある自治公民館を建て替えるための費用を市が負担するということは相当厳しい。必要性は理解するが、人口減少が進んでいく中で前と同じようにやっていくのは難しくなってきており、市がすべてを負担するということは言えない状況だと思う。</p> <p>【地域振興部長】 自治公民館の建て替えに関する補助制度に関しては、原則3分の1の補助率で面積に応じて上限を設けている。99㎡未満が300万円、99㎡以上165㎡未満が360万円、165㎡以上が420万円としている。また、宝くじ助成事業については、コミュニティセンター助成事業として5分の3以内の額で上限が1,500万円となっている。</p>
5	R6.7.5	市政懇談会	大迫	建設部	都市政策課	大迫地域の公共交通の充実について	<p>当地域の公共交通機関である岩手県交通の便徴、路線廃止により年々地域住民の移動手段が制限され、更に今年の2月には岩手中央タクシー大迫営業所が廃止となり、住民は更なる不便を強いられている状況である。</p> <p>そういう中で市が支援運行としての約乗合バスは住民の交通手段として貴重な存在であるが、運行日及び運行経路において異なる充実を望む声が大きい。</p> <p>今回花巻市地域公共交通計画が策定され、この中の基本目標「交通安全空白地域における移動手段の確保」の施策において「約乗合交通の運行形態の見直しを検討」と記載しているが、住民説明会及びパブリックコメントに出された要望に今後どのように取り組むのか伺う。</p>	<p>花巻市地域公共交通計画を令和5年度末に策定しており、その中で大迫地域の約乗合交通の見直しを検討しているが、現在の週3日の運行から週5日のフリー運行とすることについても協議していく中で、運行事業者であるタクシー業協同組合と話し合いを行ってきた。タクシー業協同組合からは、週5日で好きな時間に予約ができるフリー運行を行うことになれば、平日のタクシー利用者が予約乗合交通に移行してしまうのではないかということで、タクシー利用者が減少してしまうことが懸念材料としてあるということから、現在の週3日の運行から週5日の運行とするのであれば、一定の運行時間を決めた定時運行することが条件であるとの回答があった。この内容については、令和5年12月15日に大迫地域を対象に説明会を行って意見を伺ったところである。その際、「定時運行とした場合、路線バスとの接続が悪くなる」、「指定乗降場所から指定乗降場所への移動ができないくなるのは困る」との意見があった。</p> <p>このような課題に対する取組として、路線バスの接続に関して「大迫石鳥谷線」「大迫花巻線」へ乗り継ぎが可能となるよう本年7月からスクールバス一般混乗制度を開設している。これにより、午前8時には大迫仲町バス停留所に到着する移動手段が確保された。この取組については、再開後の利用状況を確認してまいりたい。</p> <p>また、指定乗降場所間の移動については、市は引き続きタクシー組合と協議を進めている。既に、週5日の定時運行とした場合でも、指定乗降場所間の移動について対応していくこととして了解を得たところである。説明会でいただいたご意見の課題の解決に向けて一定の取組を行っているものの、市としては、地域の方々が望む週5日のフリー運行の可能性について、今後も、花巻地区タクシー業協同組合と引き続き協議を進めて参りたいと考えている。</p> <p>今年度内には、見直し案について改めて大迫地域の説明会を開催し、ご意見を伺いたいと考えている。</p>
6	R6.7.5	市政懇談会	大迫	建設部	都市政策課	予約乗合バスの大迫地域から他地域への拡大の検討について	<p>予約乗合バスは、地域の中心地に低料金で利用できるようにするものと考えている。しかししながら、大迫地区的住民としては、大迫地域から石鳥谷や花巻地域への交通手段を確保したいことから、予約乗合バスの範囲を広げてほしい。そのためには、市と事業者と住民と一緒に話し合いを行い、例えば、距離に応じて料金を高く設定しても良いとか、運行時間を19時まで延長して夜間割増を支払うなど需要を増すようなアイデアを出し合っていく必要があるのではないか。</p>	<p>【建設部次長】 大迫地域から石鳥谷地域等への延伸については、タクシー業協同組合と検討中であるが、タクシー業協同組合からは、夜間運行については本業のタクシーを利用してほしいと言われている。これらの協議がまとまった段階で地域へ説明する場を作りたいと考えている。</p> <p>【市長】 今年の3月の段階からタクシー業協同組合の意向ははっきりしており、週5日の運行とすればフリー運行はできないと言っている。週3日の運行から週5日の運行に変更する場合、当初市の負担はそれほど変わらないと聞いていたが、実際計算してみたら負担が増えるということが分かった。</p> <p>市としては、週5日の運行を実施した方が、今のままだと実現は難しい。したがって、現行どおり週3日のフリー運行とするか、週5日の定時運行にするかの二択になると思う。現状では1台につき1日約3万円を支払って予約乗合バスを運行してもらっているが、タクシー会社にとって3万円のまま週5日のフリー運行することでは採算が合わない。フリー運行ができない理由が運転手の数を確保できないからなのか、あるいはお金の問題なのかについて話し合っていかないといけない。その結果、折り合えばよいが、折り合わない場合は、先ほどの二択について、どちらを選ぶか皆さんに決めてください必要がある。</p> <p>予約乗合バスは原則として複数で乗車してもらうことでおり、現在1台当たり家族以外で1.5人程度の乗車となっている。複数での乗車が増えれば市としても委託料を払いやすいし、運行効率も良くなるので、電話予約としているものをスマートフォンから予約できるよう新システムの導入を検討している。週5日のフリー運行を実施したら住民にとって使い勝手が良いというのははっきりしている。ただし、これはタクシー会社の経営の問題に關わることから、市としてもタクシー会社が経営できる内容として提案して話し合っていかないといけない。</p> <p>石鳥谷地域への延伸については、路線バス運行事業者の岩手県交通から了承を得ないと難しい。岩手県交通のバス路線はどんどん減っているが、岩手県交通では観光バスや高速バスの業績が良くてきて会社の営業成績を盛り返しており、さらに現時点では路線バスを減らす計画はない。大迫の路線バスを維持することが出来る状況である。市としては、例えば、住民以外の方が大迫地域に来るときに路線バスがないというわけにはいかないので、公共路線バスの運行は絶対守っていかないといけている。</p> <p>また、最近ライドシェアの話が話題となっているが、国交省はあまり進めたくないと考えている。そのような中、国交省はタクシー会社が運転手を雇ってライドシェアすること、あるいは過疎地については認めようとしている。全面的に認めようとすると、国交省としてはUberタクシー的なものが出てきてタクシー会社がつぶれてしまうことになると良くないと考えている。我々としては状況を見ながら安全第一を前提に過疎地にライドシェアを導入することも検討する余地はあると思うが、タクシー業協同組合では反対しており、その反対を押し切って進めることはできない。</p>
7	R6.7.5	市政懇談会	大迫	建設部	都市政策課	予約乗合バスの運行形態の検討について	<p>予約乗合バスの運行形態については、週3日のフリー運行又は週5日の定時運行の二択ではなく、例えば、週4日フリー運行という考え方もあるのではないか。利用者の負担額の見直しも含めてアイデアを出して選択肢を増やして話し合っていく必要があるのではないか。</p>	<p>今からタクシー業協同組合と話し合って行くことは可能であると考えている。タクシー業協同組合と担当部署が具体的な話し合いを行ふ必要がある。タクシー業協同組合が実施できるものと実施できないものを出して話し合って行くことになると思う。ただ、タクシー会社としては事業としての話し合いであることから市の思いだけでは動かないということはご理解いただきたい。大迫地域と東和地域においては話し合いをする機会を設ける必要があると思う。</p>

■令和6年度市政懇談会記録(7月開催分)

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
8	R6.7.5	市政懇談会	大迫	大迫総合支所	地域振興課	全国神楽大会について	2026年に神楽大会の開催が予定されているようであるが、現状を伺つ。	<p>【大迫総合支所長】 全国神楽大会は、昭和51年に早池峰神楽が国指定を受けて20周年の時に実施して以来、30周年、40周年と実施してきたところであり、50周年に当たるのが令和8年度(2026年度)と認識している。現状では、教育委員会と連携を取りながら担当部署内で、実施の有無を含めて検討を始めており、これから関係団体からの意見聴き取りを行おうとしている段階である。市の総合計画アクションプランには、項目のみ掲載しており、予算見込額や出演団体の決定等の具体的な内容については今後の検討内容としている。</p> <p>【市長】 本年2月に、第2次花巻市まちづくり総合計画長期ビジョンを市議会での承認を経て策定したところであり、今後4年間に行う事業をリストアップしたアクションプランを決定し、公表した。その中に全国神楽大会を項目として入れていて、金額は記載しておらずこれから決めていくことになるが、市としては、アクションプランに掲載していることから実施する方針としているということである。具体的な事柄については神楽関係者を含む大迫の方々からのご意見を伺いながら進めていくこととしている。</p>
9	R6.7.8	市政懇談会	新堀	建設部	地域振興部	建築住宅課 定住推進課	地区内にある空き家に対する対応について	<p>【建設部長】 増加する空き家と管理の問題について、市では「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、平成28年に花巻市空家等対策計画を策定しており、現在、市内の空き家は令和6年3月31日現在で1,115件確認している。花巻市空家等対策計画に沿った取り組みとしては、毎年、所有者等が自ら管理する必要があることを認識していただくため、固定資産税の通知の際に所有者の責務に関するチラシを同封している。また、空き家敷地内から隣地や道路などに草木が越境しているなどの通報をいたいたい場合は、職員が現地を確認し、所有者に対し適正な管理を促す文書を送付しており、その際には空き家バンクへの登録や、草刈等の管理業務を行っているシルバーハウスセンターのチラシを同封して所有者等が自ら対応していただく方法を周知している。さらに、司法書士会、建築士会等の専門団体と連携して、空き家の相談窓口を設けている。毎年8月には2日間、空き家の無料相談会を開催し、昨年は24組の方から相談があり、今年も8月9日、10日の2日間、花巻市文化会館を会場として開催し、壳卸したいとか相続についてなど多種にわたる空き家問題についての相談を受けることとしている。空き家の解体等に対する予算面での支援については、危険な空き家の減少を目的として、平成30年からは国の補助制度を活用して、倒壊の恐れがあるなど危険な状態の空家等の除去費の一部（上限50万円）を補助する「老朽危険住宅除却費補助金」制度を設けている。また令和3年からは、市独自の支援として、空家等の場所に住宅や店舗などを新築することを条件に空家等の解体費の一部を補助する「花巻市空家等解体活動事業補助金」制度を新たに創設し、令和6年6月1日までの約2年半で、31件の事業認定をしている。この制度は、市内全域が対象で、解体費の2分の1で上限40万円としており、昭和56年5月31日以前の建物、いわゆる旧耐震基準のものには10万円を加算して、上限50万円としている。また、居住誘導区域内や生活サービス拠点区域内は上限100万円となっている。このような制度を活用することで街の活性化や人口減少対策につながることと期待している。</p> <p>また、保安上、放置しておくと危険なもの、衛生上有害なものなど、管理が不適切なもの、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて特定空家等に指定することとしている。これまで、特定空家等として指定したものは2件あり所有者に対し、しっかり管理するよう助言、指導を行っており、是正されない場合は警告を行い、固定資産税の住宅用地の特例を外す等の措置を行っている。それでも改善されなければ行政代執行により市が解体を行う可能性もあるが、できるだけ所有者にしつかりとした管理をしていただくよう指導している。その結果、特定空家等2件のうち1件は所有者によって解体が行われた。特定空家等に指定し所有者等による是正がなれない場合、最終的に行政代執行ということになるが、個人の財産に巨額の市税を投資すること、その費用回収が見込まれないことが殆どであるため、特定空家等の認定については慎重に対応する必要がある。</p> <p>なお、国では、昨年12月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」の一部を改正した。このうち改正法で新設した区分「管理不全空き家」について、どのような物件が該当するか市が判断する際の具体的な基準を作成しており、改正法は、放置すれば周囲に著しい悪影響を及ぼす「特定空き家」になる恐れがある物件を、「管理不全空き家」と規定している。市から除却または修繕するよう勧め場合、住宅用地に対する固定資産税の軽減措置が適用されなくなるなど、今後、空き家対策を進める方向にある。</p> <p>地域へ連携しての取り組みを進める体制づくりについては、空き家の所有者等の情報を取り扱うことでは個人情報保護法の観点から、情報共有ということでは難しいところであるが、どうしても所有者等と連絡が取りたい場合は承諾いただいた方の連絡先を記載して、所有者等にお手紙を送付することはできると思うので、どのような条件がある場合は建築住宅課に相談いただきたい。</p> <p>【地域振興部長】 当市では空き家の有効活用を通じて、移住及び定住を促進し、地域の活性化を図るために、平成27年に「花巻市空き家バンク設置要綱」を定め、市内の不動産事業者と連携して空き家バンクへの登録物件の募集を行うとともに、空き家バンク登録に係る相談にも応じている。登録された物件については、全国版空き家バンク「LIFFULL HOME'S」のホームページや、当市の移住定住希望者向けサイト「いいトコ花巻」において広く情報提供を行っている。</p> <p>空き家バンクに登録された空き家については、不動産業者の仲介のもと、物件登録された方と利用登録者との間で条件等のすり合わせがなされ、合意に至った場合には、物件の売買または賃貸借契約が行われている。</p> <p>また、令和3年からは、若者世代の住宅取得支援と空き家の有効活用を目的に、花巻市空き家バンクに登録された物件を取得し、実際に居住を始めた39歳以下の方へ、30万円の奨励金を交付しており、令和4年からは制度を拡充し、県外から本市に移住した方であれば年齢を問わずこの奨励金の交付対象とした。</p> <p>さらに、市外に居住していた方が、空き家バンクに登録されている物件について、売買または賃貸借契約を結び、実際に本市に移住した際には、物件の提供者に10万円の奨励金を交付する、ということも実施しており、空き家バンク登録の一助となっていると認識している。</p> <p>その他、移住定住の支援策としては、花巻市定住促進住宅取得等補助金という制度も設けており、県外から転入される方が空き家バンクを利用して住宅を取得し花巻に居住する場合や、市外から転入される方が市内に住宅を取得し新たに農業に従事する場合には、空き家のリフォームに要する経費、引っ越しに係る経費等を補助している。この補助金については、売買の場合は上限200万円、賃貸の場合は上限100万円で補助をしているところで、令和6年度からは、対象世帯において18歳未満の子が複数いる場合において、2人目以降1人につき補助上限額を10万円引き上げする拡充を図った。</p> <p>また、子育て世帯住宅取得奨励金という制度もあり、こちらは18歳未満の子と同居する世帯の方が、2親等以内の親族と同居または近居するために住宅取得した場合、あるいは生活サービス拠点内に住宅取得した場合に30万円の奨励金を交付している。令和6年度からは、人口減少が著しい大迫地域、東和地域の場合は、奨励金額を30万円から50万円へ増額するとともに、対象世帯において18歳未満の子が複数いる場合には、2人目以降1人につき10万円を加算して補助する拡充を図った。</p> <p>このように、市としては、移住・定住の促進と空き家活用の推進に向けて様々な取り組みを行っているところで、このような取り組みについては、チラシ配布や市ホームページ、広報等での周知はもとより、首都圏で開催される移住関連イベントにおいても周知に努めている。令和6年度は7月6日に東京交通会館で開催された「東北移住＆つながり大相談会」の移住定住イベントに出席し、市の職員が移住相談に乗りながら、先ほど申し上げた市の移住定住支援策、そして市の魅力等をご案内した。また、8月24日は岩手県主催で同じく東京交通会館で開催される移住定住イベントに出席する予定である。</p> <p>【建築住宅課長】 空き家が抱えている問題として、相続という部分があるが、空き家によってそれぞれ状況が違つており、具体的な話を司法書士に相談していただくのが一番いいと考えており、そういう部分で無料相談会等も開いているので、具体的な相談がある場合はぜひ声をかけていただきたい。</p> <p>市でも空き家を調べていく中で、本当に相続人がいないのかということで、他の自治体に照会をかけて戸籍を調べたり、相続人の住所などを調べており、お子さんがいない場合は、きょうだいの方などを追跡しながら、1件1件調べているが、その調査にも時間がかかる状況である。相続人がいない場合の空き家については、裁判所に相続財産管理人ということで申し立てをして、誰か相手を決めていただいて進めることもできる。まずは建築住宅課に相談していただきたい。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
10	R6.7.8	市政懇談会	新堀	建設部	建築住宅課	地区内にある空き家に対する対応について	<p>近隣に親戚等がいる空き家についてはある程度管理されているが、そうでない場合は草木が生い茂り、崩れかけている状態のものもある。そのようなところではタヌキやハクビシンが住み着いたり、犯罪が起きる可能性も考えられる。田舎の空き家は都市型の空き家とは違つており、心配である。</p> <p>住民としてどのように対処すればいいのか。気になる場合は支所に報告するといふとか。</p>	地域の方々も草刈り等をして何とかしたいという気持ちがあると思うが、個人財産であるので、まずは建築住宅課又は支所地域振興課に一報いただきたい。連絡があった場合には、その空き家がどのような状態なのか確認した上で、基本的には所有者を調べて、例えば遠くに居る場合は、草刈り等をしていただけるシルバー人材センターや解体業者の紹介をしたり、補助金制度の案内などを所有者に情報提供している。
11	R6.7.8	市政懇談会	新堀	市民生活部	生活環境課	野良猫への対応について	<p>近年、三日堀地区で野良猫が増えており自宅天井裏で出産されたり、児童の通学時や車両通行時に飛び出すなど危険な事もあるそうです。</p> <p>むやみに駆除等もできないと思うが地域としてはどのような対処ができるかお聞きしたい。</p>	<p>野良猫に関するトラブルの相談先は、基本的に県であり、本市においては中部保健所が窓口となっている。市に苦情をいただくことがあるが、その場合の対応としては、基本的に中部保健所が窓口となっていることをお伝えしている。その上で、ご自身で対処を行う例として、猫が寄り付かないよう忌避剤の散布や超音波発生器等による対策をお伝えしている状況である。</p> <p>また、岩手県獣医師会の取組で、飼育猫の他に地域猫の不妊手術助成事業というのを実施している。地域猫というのは地域住民と行政機関またはNPO団体との連携で、餌や糞尿の管理等地域ルールに基づいて飼育されている飼い主のいない猫のことで、そういった地域猫に位置づけられるものについては、岩手県獣医師会で不妊手術の助成をしている例はあると伺っている。</p> <p>花巻市内においても、東和地域の公衆衛生組合連合会では、飼育猫に限定しているが、不妊手術の補助も行っていると伺っている。</p>
12	R6.7.8	市政懇談会	新堀	市民生活部	生活環境課	野良猫への対応について	<p>岩手県獣医師会の不妊手術助成について、誰が獣医師会に猫を連れて行って申請するのか。地域の中の誰かが猫を捕まえて連れていいくということか。</p> <p>地域の中には猫が好きで毎朝のように餌をあげている人もいれば、猫が苦手な人もいる。市が機会を作るなどの動きがあつてもいいのではないか。</p>	<p>猫の場合は犬と違って登録制ではなく、害獣でもないので動物愛護の関係で条例等で保護されているため、捕まえて処分するということにはならない。県が主導的に動くのが一番いいと思うが、猫好きな人と嫌いな人がいる場合にどういった声掛けができるのかについては持ち帰り、担当者と相談したい。</p> <p>※地域猫(地域住民が餌や糞尿の管理等地域ルールに基づいて飼育している飼い主のいない猫)については、管理代表者(地域猫の飼育をしている地域住民の代表者)が岩手県獣医師会の助成事業に応募するもの。当該助成事業の抽選により当選した場合は、管理代表者が手続きを行い、猫を手術場所に連れていふこととなる。</p> <p>※不妊手術をしていない野良猫は、自由な交配によりその数が増えやすくなったりやすい。また、このような管理されていない野良猫に餌を与える(生かす)行為は「飼育」であり、飼い主と同等の重い責任が伴うことを理解いただくよう、広報紙やコミュニティFM等で周知していく。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
13	R6.7.8	市政懇談会	新堀	市民生活部 石鳥谷総合支所	生活環境課 市民サービス課	中古タイヤ及びペットボトルの大量放置の解消について	<p>三日堀地区に、大量の中古タイヤと大量のペットボトルが放置(数年前に少し処分)されているところがあり、景観だけでなく環境衛生の不安があるので、解消に向けてどのように対処が考えられるのかお聞きしたい。</p> <p>ペットボトルについては、県が指導等を行う案件と認識しているが、その後処理が進んでいない状態である。</p> <p>中古タイヤについては、蚊の発生を防止するため地区で薬剤を散布している。</p>	<p>【市民生活部長】 この当該地内に放置されているペットボトルについては市も認識している。お話をあったとおり、県が扱う案件であるが、県によると当初は有価物として受け入れて中国への輸出ルートに乗せていましたようだが、平成29年に中国が廃プラスチックの輸入を原則禁止したということから、販路がなくなつて事業者が頓挫したというのが背景にあると考えている。市において、ペットボトルはラベルを剥がしてキャップを外して、資源ゴミとして集積所に出していくだければ無料で回収する体制となっており、当該地に於けるもの多くについては、自動販売機設置業者等から排出される産業廃棄物に該当するものと認識している。</p> <p>県においても、この案件は当然認識しており、当該土地所有者のほか排出事業者いわゆる自販機設置事業者等に対しても指導を行っており、令和2年度から令和3年度にかけて、一部の排出事業者が当該地内から自社が排出したペットボトルの搬出作業を行ったと伺っている。その量については、だいたい3860㎥くらいだろうという話であった。</p> <p>県からは、引き続きその他の排出事業者に搬出するように指導するということ、土地の所有者に対して、片付けに向けて助言指導を継続し、今後、片付けに関する具体的な計画を検討していく予定であると伺っている。また、市が管轄する一般廃棄物についても、県と連携をとりながら、土地所有者に対して環境衛生に努めるよう指導を続けたいと考えている。</p> <p>次に、中古タイヤの放置についても、県が管轄する産業廃棄物に該当し、県において対応を進めていると伺っている。しかし、県の担当者が、タイヤを集めた事業者の関係者に昨年お話をしたところ、除去の費用を負担する事が困難だということで、なかなか片付けは進んでいないということであった。今後もタイヤを集めた事業者の関係者に対して、継続して指導していくということで、市としては、産業廃棄物を管轄する県が市の協力を必要とする場合については、情報提供や、関係者への訪問など可能な限り努力していきたいと考えている。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律によると、産廃については県の担当となっている。不法投棄の処分について、例えば県が代執行をする場合、どういった条件があるかという話を聞くと、法律に書いているとおり、生活環境の保全上の支障が生じまたは生ずる恐れがある場合に限られると言われる。市でも現地を見ているが、周囲の環境保全上、重大な支障を及ぼすかどうかというのは、県が判断することになる。</p> <p>【石鳥谷総合支所市民サービス課長】 タイヤについては、昨年の8月に地域の方から県に連絡がいったと伺っているが、排出業者が分からぬ状況で、今の管理者は処分することができないということで、処理が進んでいない状況となっている。</p> <p>【市長】 県が指導して綺麗に片付けたのは、自販機業者が出したものということで、自販機業者の中で対応したところがあったようだ。自販機業者が出した分について、責任を負うのは当然のことであるが、他の自販機業者には動きがない状況である。 自販機業者に対応する力がなければ、いつまで経っても解決しないので、解決するかどうかの見通しを出してもらい、解決しない場合には県として何ができるか考えてほしいと伝えなければならない。 一般廃棄物に関しては、ラベルを剥がしてキャップを外し、綺麗にすれば市で有価物として引き受けられるが、劣化しているものは引き受けないので、燃やすことが可能なのかどうか、岩手中部クリーンセンターに持っていくことで、そこからすると少し持つていて燃やすのは可能かもしれない。生ごみだけだと上手く焼却できないが、ペットボトルなどが混ざることでよく燃やすことができるので、ペットボトルの搬入が可能か岩手中部クリーンセンターに確認する。 中古タイヤの処分について、市で引き受け処分する方法は思いつかない。県の管轄になるが、県でも簡単に処理することはできない。青森県と岩手県境の不法投棄は県がお金を出して全部処分したが、そういう対応ができるかといふことを考えていかないとい難しいかもしれない。県の責任のものに処理してほしいということを言い続けるしかない。 県はいつも環境に大きな影響を与えていないと言ふ。空き家についても、どう見ても環境にものすごい影響を与えている場合でも、解体まではなかなか認めない。 畜産のため必要な化製場があるが、悪臭対策についても県の方でしっかり動かないとどうしようもない状況となっている。県知事には、畜産について責任を持っている県が、しっかり迷惑かからないようにやるべきだといふ話をする。 新興製作所のコンクリートガラについても、もう使いようがない物であり、産業廃棄物であると市では数年前から言っているが、県が産業廃棄物であると認めたのは昨年が初めてである。県に認めていただまで時間かかるので、言い続けるしかないと思っている。</p> <p>※ペットボトルの搬入について、岩手中部クリーンセンターでは一般廃棄物であれば引き受け可能であることを確認した。</p>
14	R6.7.8	市政懇談会	新堀	教育部	教育企画課	小学校の統合について	<p>小学校の統合について、聞こえてくるのは、統合に前向きな発言であり、後ろ向きな発言はまずない。その理由として、将来にわたって子どもが減っている中で、少ない人数で勉強するよりも一緒にあって勉強した方が良いのではないかということが聞こえてくる。どこに建設するかということがこれからの大変な課題になると思っている。</p>	<p>学校についてはやはり地域の方々の考え方一番である。一般的に見ると、親御さんは早く統合したいという意見が多いが、地域の高齢の方々は寂しい気持ちがあり、子どもの声が聞こえないということで、統合に反対する方も多い。その意見を無視して急激に進めるわけにはいかないと思うが、新堀に関しては、生まれる子どもが10人を下回る状況になっており、複式学級も増えるので、そんなに時間がないかもしれない。</p> <p>統合するすれば、石鳥谷は4地区一統が良いと思う。早急に進めるのであれば、建物を造る時間はないので、今の石鳥谷小学校の中にまずは統合するということについて、地域の皆さんがどう思うかということである。また、矢沢で進めていくように小中学校が一緒になる義務教育学校にするということも可能性としてはある。義務教育学校にする場合においては、今ある建物を活かしつつ新たな建物を造やすということになると思うので、小学校だけ建て替えるということにするのか、あるいは小中学校を小中学校の場所にするということにするのかということである。学級数も今後減っていくことを考えると、現在の中学校を小中学校にした方が一番効率的ではないかと思う。</p> <p>その場合考えてはいけない点は、石鳥谷中学校の場所は洪水に弱いことである。北上中学校を建て替える際には、以前の場所に造ることについて、一部の住民からものすごい反対があった。</p> <p>ただ、洪水というのは急に起るものではなく、四十田ダムや御所ダムの水が何時間もかかって流れてくるので、安全という観点からすると、子どもたちが洪水に巻き込まれる可能性はまずないだろと思う。それでも、やはり住民の方々に意見を聞くといけない話で、そこは我々も子どもたちの安全を第一に考えなくてはいけないし、皆さんがどのように判断するかということが大きくなる。</p> <p>市では、矢沢小中学校の建設をまず進めるので、数年以内に石鳥谷に新しい学校を建設するのは難しいが、学校の統合に当たっては文科省の補助金もあり、財政的にはやれる状況にはあると思う。皆さんがまずは石鳥谷小学校で統合してから考えるのか、あるいは石鳥谷小学校を建て替えるとするのか、義務教育学校として整備を進めるのかといった話し合いが必要だと思う。教育委員会では、そういうことを地域で話し合いをしていと考えているので、石鳥谷から特にそういう声があるのであれば、話し合いをする体制にはなっていると思う。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
15	R6.7.8	市政懇談会	新堀	教育部	教育企画課	小学校の統合について	<p>嵩上げがされていない頃には、石鳥谷中学校に水がついたことがあるが、堤防ができる嵩上げされた以降は水がつかなくなった。将来的に被害が出ないとは言い切れないが、大きな問題は生じることはないと思っている。</p> <p>学校の統合については、新堀、八重畠地区だけでなく、石鳥谷地域全体で考える必要があると思っている。市長のお話にあったとおり、小中学校を一緒にするということができるのであれば、そういう方法が良いと個人的には思っているが、今後様々な声が挙がって議論が進んでくることがあれば、ご指導ご支援をお願いしたい。</p>	子ども達に関わることで、しっかり考える必要のあることだと思っている。
16	R6.7.8	市政懇談会	新堀	生涯学習部	新花巻図書館 計画室	新花巻図書館について	<p>広報6月15日号に、新花巻図書館の内容の説明がされていた。本当に素晴らしい図書館ができると思って期待をしている。構想が10月にできるということで、まだお話をできる段階ではないと思うが、大体何年先あるいは何十年先ぐらいには建物ができるのか、可能な範囲でお話しいただきたい。</p>	<p>新花巻図書館について、駅前に造るか病院跡地に造るかという話になっているが、どういうものができるか全く見えてこないという声もあり、新花巻図書館整備基本計画試案検討会議で話し合ってきた内容などを、広報はなまき6月15日号でお知らせした。市では花巻病院跡地に造った場合と花巻駅前に造った場合に、どのような形になるかを市だけを考えるのではなく、専門家に委託して事業費やイメージ図の比較ができる資料の作成を進めている。</p> <p>資料の完成後は、市民の皆さんの意見を聞かないといけないと考えている。今まで職員が説明してきたが、市の方でどちらかと決めていて、そなうのようにうまく話をしているのではないか、会議についても、市の職員が座長になっていたと、都合の良い方に誘導するような仕組みにしてはいるのではないかという意見があった。また、以前、場所について市民説明会を開催した際には、強い意見をお持ちの方々がおり、他の方々が発言を出来なかっただという声も聞こえている。</p> <p>建設場所については、多数決で決めるのではなく、住民同士で話し合っていくということをやりたいと思っており、専門家に依頼してできるだけ客観的にまとめていただいて報告してもらうということを考えている。</p> <p>委託先に依頼しているイメージ図などは10月頃に出てくる予定となっており、その後に市民の皆さんで話し合いをする場を設けて、方向性が決まれば、来年度以降は基本設計を行いたいと考えている。合併特例債は令和7年度まで期限が延びたが、被災地ということで更に5年間延びて令和12年度まで使うことができる。事業費は国からの補助金が半分ぐらいを見込んでおり、残りの半分も合併特例債を95%使えるので、市の負担としては全体の5分の1か6分の1となるので、少なくとも令和12年度までには工事が終わるように進めていきたいと思っている。</p>
17	R6.7.8	市政懇談会	新堀	農林部	農村林務課	熊の目撃情報について	<p>熊の出没について、市の広報車でお知らせ頂いているが、熊が出た場合にどう行動すれば良いかということを、住民の方々に熟慮させるように周知してほしい。今年は人身被害は出でないか。</p>	<p>花巻では人身被害はないが今年も熊が多く出没している状況で、やはり奥羽山脈側が多い。市の広報でもお知らせしたが、県のモバイルメールに登録すると、どこに熊が出たかという情報が受け取れる。人家の付近に出た場合や学校付近に出没した場合など、危険な場合は市のホームページやフェイスブック等でもお知らせしている。さらに、広報車による広報や消防署が警鐘を鳴らしての巡回を行うなどして安全を守ろうとしている。最近は学校の通学路が危険な場合は、保護者に頼んで朝晩送迎してもらうこととしており、送迎ができない家庭の場合には、花巻市でバスやタクシーを依頼して送迎するということもやっている。</p> <p>先週は桜台小学校の北側通学路に設置したカメラに熊が写ったので、保護者と市で送迎をした。これは昨年10月から始めたり、市街地で出てしまうと逃げようがないので、子どもたちの通学路に出てしまう危ないという点で始めたもののだが、今は、どこの地域であっても、子どもたちの安全な通学のために必要であれば、送迎をしてほしいということは教育委員会に依頼している。新堀小学校の通学路に出た場合、学校の方で考えてもらう必要があるが、保護者が送迎できない家庭があれば、花巻市でタクシーを用意するということはできる。</p> <p>また、市ではAIカメラを設置しており、30台購入しているが、足りないので追加注文している。熊がそのカメラの前を通過すると、その情報を市役所の担当者のスマホに自動的に連絡がくるものである。西側特に熊の多いところに設置しているが、北上川の東側についても必要なところについては設置するということで、追加購入することとしている。子どもたちの安全を守るために必要なものはやっていくということを考えている。</p>
18	R6.7.8	市政懇談会	新堀	生涯学習部	スポーツ推進課	新堀地区出身のオリンピック選手について	<p>バリオリンピックで、戸塚8区の中野慎詞選手が出場する自転車競技が8月11日17時30分から22時にTBSで放送されるようである。応援をお願いしたい。</p>	<p>広報はなまき8月1日号に掲載する予定で準備している。</p> <p>【懇談会後の対応】</p> <p>広報はなまき8月1日号に、花巻ゆかりの選手2名がバリオリンピックに出場の紹介及びパリックビューイングのお知らせを掲載済。 中野選手に関しては、男子ケイリン準々決勝から決勝のパリックビューイングが新堀地区コミュニティ会議の主催で8月11日に開催された。 市民など約100人が声援を送る中、準々決勝、準決勝と勝ち進み、決勝のレースで4位入賞を果たした。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
19	R6.7.12	市政懇談会	宮野目	総合政策部 地域振興部	秘書政策課 地域づくり課	第2次花巻市まちづくり総合計画について	<p>いよいよ今年度より本計画がスタートするが、とりわけ6つのまちづくり基本方向が示される中で、当コミュニティ会議の4つの基本コンセプトである、「安心して安全に暮らせるまちづくり」、「暮らし支える増強・福祉のまちづくり」、「狙い手を見守り育むまちづくり」、「魅力と活力が高まるまちづくり」が、それぞれ2.暮らし分野、3.健康・いのち分野、4.子育て・人づくり分野、5.地域づくり分野と密接な関連性があるものと解釈しており、今年度の当会議通常総会において、本計画と運動しながら、地域活動を通して一人ひとりが個性と能力が發揮できるよう、宮野目の特性を活かした地域づくりを目指すことを確認した。</p> <p>については、今般策定された本計画の長期ビジョン、重点施策推進プロジェクトについて、地域のコミュニティ活動を行っている当コミュニティ会議がどのように参画するかが計画の効果的な推進になるか、市側から掘り下げた説明を頂戴し、出席者と前向きな懇談をしたい。地域づくり面だけでなく、総合計画全般を通じて、宮野目地域住民がどのような形で行動すればいいのか懇談したい。</p> <p>【総合政策部長】</p> <p>【総合政策部長】</p> <p>このうち、長期ビジョンは将来都市像やまちづくりの目標を示す姿を掲載しており、計画期間は令和6年度から令和13年度の8年間となっており、令和6年2月8日に市議会での議決を経て策定したものである。</p> <p>一方、アクションプランは、長期ビジョンの計画期間8年間を前期4年、後期4年に分けて、それぞれの計画期間内に取り組む施策の基本的方向性や数値目標、主要事業などを示すもので、前期アクションプランの計画期間は令和6年度から令和9年度の4年間となっている。</p> <p>第2次花巻市まちづくり総合計画では、今後8年間で本市が目指す「将来都市像」として、「豊かな自然 安らぎと賑わい みんなでつなぐ イーハート花巻」を掲げ、様々な取組を実施することとしている。</p> <p>将来都市像をより具体化するため、「しごと」「暮らし」「健康・いのち」「子育て・人づくり」「地域づくり」「行政経営」の6つのまちづくり分野の柱を設け、各々の「目指す姿」を掲げるとともに、その実現のために実施する政策、施策の各階層においても「目指す姿」を掲げ、これを目標にまちづくりを展開していくこととしている。</p> <p>さらに、「人口減少」を本市の最も重要な課題と捉え、6つのまちづくり分野の政策、施策を横断的に推進する「重点施策推進プロジェクト」として、「子ども・子育て応援プロジェクト」と「花巻で暮らそうプロジェクト」を設け、人口減少対策に取り組むことにより、将来都市像の実現を目指すこととしている。</p> <p>計画の推進に当たっては、市民と「将来都市像」や「目指す姿」を共有し、協働して取り組んでいくことが大切であると考えており、長期ビジョンの「みんなで取り組みたいこと」として掲載した各まちづくり分野における市民、企業に期待される取組を参考に、地域の皆さんとの協働による取組を推進してまいりたい。「みんなで取り組みたいこと」の市民には地域や市民団体等を含み、企業には事業所や個人産生者等を含むこととしており、コミュニティ会議や自治会の取組は、市民に期待されることの中に含まれるものである。</p> <p>「しごと分野」において市民に期待されることとしては、体験等を通じて農業や林業に触れる事、商店街等が実施するイベントへの参加、住んでいる地域の観光資源を知ることや環境整備への参加、観光案内などである。企業に期待されるることは、意欲と能力のある地域農業・林業の担い手の育成、消費者ニーズに対応した商業サービスの提供、地元人材の積極的雇用や働きやすい職場環境づくり、福利厚生制度の充実などである。</p> <p>「暮らし分野」で市民に期待されるることは、ごみの分別の徹底や清掃活動への積極的な参加、除雪や草刈りなど道路環境維持への協力や公共交通の積極的な利用、地域活動に参加し、活動を通じた住民同士のコミュニケーションを形成することなどである。企業に期待されるることは、除雪や草刈りなど道路環境維持への協力や公共交通の利便性的確保、情報通信サービスの利便性向上などである。</p> <p>「健康・いのち分野」で市民に期待されるることは、地域での日常的な支え合い活動を行う体制づくりへの参画、地域の避難場所の認知、災害発生時に備えた避難、連絡方法の確認など個人や家庭における自助の取組、避難行動要支援者に対する支援や地域への防災知識の普及、防災訓練の実施など共助の取組である。企業に期待されるることは、病院や診療所、介護事業所等との緊密な連携、消防団活動への理解と協力、安全な職場環境の整備などである。</p> <p>「子育て・人づくり分野」で市民に期待されるることは、地域全体で子どもの健やかな成長を見守る意識を醸成し、支援活動に協力すること、多文化共生への理解を深めること、芸術文化活動に興味関心をもち、活動に参加することで、文化財の保存管理・芸能芸能の継承と後継者育成に取り組むことなどである。企業に期待されるることは、育児休暇制度の整備拡充や柔軟な勤務時間の設定、各種子育て支援事業の実施、スポーツイベントの開催支援や従業員の指導者としての活動や競技者としての大会参加などをへの理解と環境づくりなどである。</p> <p>「地域づくり分野」で市民に期待されるることは、身近な地域活動やコミュニティ会議の活動への理解と積極的な参画、地域のリーダー等の人材の育成、住民相互の親睦、世代間交流の機会の提供、市政懇談会等の市との対話の機会への参加、移住者と地域の交流が進むことなどである。企業に期待されるることは、従業員が地域活動に積極的に関わることができる環境の整備、企業ボランティアなど積極的な社会貢献、雇用している移住者が安心して日常生活を送れるよう相談や支援することなどである。</p> <p>「行政経営分野」で市民に期待されるることは、オンラインの積極的な利用であり、企業においてもオンラインが可能な申請手続きの活用が期待される。</p> <p>【地域振興部長】</p> <p>総合計画の地域づくり分野には、目指す姿として「地域と人の豊かな個性、みんなでつくる活力あるまち」と掲げており、基本的な考え方として、地域づくり分野は、市民の積極的なまちづくりへの参画と移住者の積極的な受け入れにより、まちの魅力向上を図ることであること、地域活動を通じて一人一人が個性と能力を發揮できるよう、市内各コミュニティ地区の特性を生かした個性豊かな地域づくりを進めること、市民が市政に積極的に関わることができ、お互いの価値観と多様性について理解を深めることができるまちづくりを目指します。としている</p> <p>この考え方を効果的に進めためには、地域の皆さんの意識が大事であり、地域において地域づくり事業を進めている各コミュニティ会議での事業展開がますます重要なものとなり、こうした活動が普段から暮らしやすい地域を考えることにつながる。</p> <p>4月に開催された宮野目コミュニティ会議通常総会の資料には、令和6年度の基本方針に「第2次花巻市まちづくり総合計画では、6つのまちづくりの基本方向が示されているが、すべてにおいて、宮野目コミュニティ会議の4つの基本コンセプトである「安心して安全に暮らせるまちづくり」「暮らし支える増強・福祉のまちづくり」「狙い手を見守り育むまちづくり」「魅力と活力が高まるまちづくり」が含まれております」と記載されており、宮野目コミュニティ会議がこのコンセプトに基づいて実施する事業は、総合計画の目指す姿の推進につながるものと期待できる。</p> <p>特に、「芸術・芸能団体伝承活動事業」「コミュニティスクール支援事業」「史跡・文化財・歴史保全継承事業」などは、地域が大切にすべきことを確認したり、地域の子供たちを地域人が大切に育む意識を高めようとしたことで、総合計画のまちづくりの基本方向である「地域づくり分野」だけでなく、「子育て・人づくり分野」の推進にも貢献するものと考えている。</p> <p>これらを進める上での課題として、地域づくりを進める各組織の中核を担う役員等の負担が大きくなっているという面もあるので、これの解決が重要と認識しており、市として対応策を検討してまいりたい。</p> <p>今回の懇談会では、地域の皆さんがどのように意識し、活動することが総合計画で示す目指す姿につながるかとのテーマであり、このように考えることをテーマにしていただいた宮野目コミュニティ会議の取り組みに感謝し、今後の展開に期待するとともに市としても支援してまいりたい。</p>	
20	R6.7.12	市政懇談会	宮野目	消防本部	総務課	消防団員の確保について	<p>「健康・いのち分野」に関連することで、地域の消防団で大きな定員割れとなっている。原因の一つとして、火災等が発生した際に、職場に対して、消防団活動に向かうことを言いにくいという話があった。</p> <p>市が企業に対し強制することはできないと思うが、消防団に加入してもいいという人がいた場合に、市としてバックアップすることは可能か。</p>	<p>市の消防体制としては、常備消防としての消防署と、非常備の消防として地元の方々に協力をいただいている消防団の2つの体制をとっており、消防団員の確保は消防団の課題の一つとされている。</p> <p>企業に勤めている方が少なかった時代には、自営業や農家の方々が地域に多くおり、その方が消防活動に当たるという体制をとっていたが、企業に勤める方が多くなった現在では、日本では地域にいないという方も多くいる状況である。中には市内企業に勤めている方で消防団に加入していただいている方もおり、過去においては出勤しやすくなるために文書を出してほしいといった要請があり、協力を願う文書を消防団から出した経緯もあったと伺ったことがあるが、今は難しいと思う。</p> <p>また、機能別消防団員という制度を設けており、例えば消防団を退団した方でも協力いただける方には機能別団員として再度任用して協力いただくなど、団員確保に努めているところである。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
21	R6.7.12	市政懇談会	宮野目	市民生活部 建設部	市民生活総合 相談センター 道路課	小さな取組について	総合計画の話を聞いて、市のまちづくりといい大きな枠組みでのプランも大事だが、もっと小さなことにも取り組んでもらえるものか。 一例として、市内の信号機の待ち時間が非常に長く、急発進する車が多いと感じている。地区内の信号は非常に間隔が短いので、急発進する車もなく、事故も無くなつた。市内の信号機についても、間隔を短くしてほしいと思っているが、そうした小さな取組についても、今年対応してもらえるのか。	【総合政策部長】 まちづくり総合計画は市の長期にわたるビジョンの計画であり、毎年度実施する個別の事業については、各分野の細かい計画に基づいて予算をつけて実施していくことになる。お話のあった信号機については、警察の所管となるため、市で対応することは難しいが、例えば、道路環境の整備であれば、毎年度、建設部で各地区から出てきた補修などの要望を精査し、優先順位を決めて整備しているところである。 【八重樫副市長】 今件については、市から警察の方にお話しすることはできるので、具体的な要望があればお話しを聞かせていただきたい。
22	R6.7.12	市政懇談会	宮野目	建設部	道路課	これまで要望している道路舗装等の実施について	これまで、宮野目地域で市政懇談会や要望書の提出により道路舗装等の要望をしてきているが、どのような状況になっているのか伺いたい。 行政区長宛に令和5年度土木施設要望箇所一覧表の提示があるので、これらの状況と整備にかかる市の進め方などをお話しいただきたい。 また、以前に要望した下似内8号線と下似内4号線、7号線の舗装について詳しく伺いたい。	【建設部長】 令和5年度土木施設要望箇所一覧は令和4年度に要望をいただいた箇所を記載しており、市内全域で333件の要望のうち、宮野目地区は18件であった。令和5年度に提出された要望箇所は全体で326件であったが、宮野目地区からは18件の要望をいただいた。今まで要望をいただいている箇所の中から、令和5年度には継続事業4箇所、新規事業1箇所の整備を行い、令和6年度には継続事業4箇所、新規事業1箇所の整備を行っている。 要望をいただいた中で実施する路線や箇所については継続事業を優先的に実施し、新規事業は市内全域から毎年提出されている土木施設整備要望の中から、道路拡幅改良であれば用地提供や物件移転に関して協力が得られていることや、整備によって有事の際のネットワークが図られることなど、新規採択基準の要件のもと、緊急性や必要性を客観的に評価した上で、市内全体を見据えて予算の範囲内で事業実施しており、道路整備及び水路整備は令和5年度で24箇所、令和6年度は25箇所の新規事業に着手している。 未着手箇所については、整備に時間を要する道路拡幅や水路整備など、継続事業の進捗状況を勘案しながら新規箇所を選定していくとともに、道路整備に関しては主に国からの交付金を活用して事業を行っていることからその予算確保に努めていく。また、延長が短い道路や幅員が狭い道路を中心に行っている砂利道に舗装のみを施工する簡易舗装での整備も活用しながら未着手箇所の整備を行っていく。 なお、土木施設整備要望や令和6年度道路課所管事業について、説明会を7月30日に開催する予定である。 【道路課長】 平成29年に要望されている下似内8号線と下似内4号線、7号線については、市でも現地を確認しており、令和4年度に道路整備が完了した部分の北側に当たるところで現道舗装してほしいという現場であると認識している。 現道舗装の要望については、市内でも数多くいただいているが、住宅が多く利用者が多い、近くに公共施設があるなど、現地を確認した上で、緊急性や必要性を判断して予算の範囲で実施箇所を決定しており、当該路線については今年度の整備予定には入っていない。また、来年度以降の整備についても、生活道路の整備については国からの交付金をいただきながら限られた予算の中で整備をしていることから、実施時期をお答えすることができない状況である。 宮野目地区から要望をいただいている中で、今年度は5件の整備を実施する予定としている。他の地区の状況としては、もっと多くの路線を整備している地区もあれば、全く整備をしていない地区もあり、要望してから長い期間が経ったからといって整備をするということではない。 現道舗装について、数百メートルあるような砂利道だと整備に大きなお金が掛かってしまうが、100メートル程度など距離が短く簡易的な舗装でいいという場合には、市独自の財源で整備するということも行っている。 今回お話のあった下似内8号線については、延長がそれぞれ430メートル、500メートルとなっていることから、市独自の財源のみで整備することは難しく、国の交付金をいただきながら整備を進めるものになるので、緊急性や必要性を見ながら、優先順位を決めて進めていくことになるので、ご理解いただきたい。
23	R6.7.12	市政懇談会	宮野目	市民生活部	市民生活総合 相談センター	自治会等が管理する街路灯のLED化について	地域内には、電気料金を花巻市が支払い、修繕等の管理を自治会が行っている街路灯がある。その街路灯が蛍光管である場合、家電屋さんにある在庫が品薄となっており、今後の管理を考えるとLED化を進めていくことが望ましいと考えている。 しかし、LED化を進めるとなれば、交換等にかかる費用が掛かることになり、その費用を管理している自治会が負担することは、財源的に難しい状況である。このことから、花巻市でLED化を進めていただくことができないのか伺いたい。	花巻市が電気料金を負担する街路灯は市内に約7,000灯あり、そのLED化率は約60%となっている。この内、大迫、石鳥谷、東和を除く花巻地域の街路灯は約4,800灯でLED化率は約56%となっている。なお、花巻地域の街路灯4,800灯の内、花巻市が設置し管理するものは約1,100灯あり、令和3年度にLED化を実施した。また、自治会等が設置し管理するものは約3,700灯あり、LED化率は約43%となっている。 自治会等が設置し管理する街路灯のLED化は、地域によっては自治会等で全ての街路灯のLED化を完了させたり、自治会等で順次LED化を進めている地域もある。このような中で、花巻市がLED化を実施することは、既に街路灯のLED化を完了している地域などとの公平性を欠くことになると考へている。 このような理由から、同様のお問い合わせをいただいた場合は、自治会等設置の街路灯については、市によるLED化を実施していない旨お伝えしているところである。加えて、LED化については負担が伴うことから、自治会だけでなく、コミュニティ会議ともご協議いただき、地域づくり交付金の活用についてもご検討いただきたい旨お話をさせていただいている。 宮野目コミュニティ会議では、例年、安心して安全に暮らせるまちづくり事業として、街路灯の設置や修繕、LED化に多くの予算が充てられている。事業の実施には宮野目地区内における優先度などにより調整をいたしていることと思うが、自治会で設置・管理する街路灯については、自治会内やコミュニティ会議と協議の上、地域づくり交付金を有効に活用いただきながら、LED化を進めていただこうお願いしたい。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
24	R6.7.12	市政懇談会	宮野目	市民生活部 地域振興部	市民生活総合 相談センター 地域づくり課	街路灯の整備について	<p>小舟渡から瀬川橋を渡って新幹線に向かう道路は、幹線道路としてかなり古くから街路灯が設置されおり、ツーダーマーチなどのイベントの際にも通るメイン道路である。</p> <p>設置場所を考えると、なぜ地元の行政区自治会が管理することになっているのか疑問に思うが、現在のまま管理を続けるにしても、LED化するにも多額な費用が掛かるので、地域づくり交付金を活用しても、行政区区内に年に1、2本しか付けられない。地域住民よりもこの場所を通行する方のためにある街路灯を地元の1行政区自治会で対応するのは難しいので、市としても対応を検討いただきたい。</p>	<p>現在は、コミュニティ会議の予算の中で街路灯の整備に取り組んでいたりおり、コミュニティ会議によつては、地区的総意のもと、LED化に力を入れて取り組んでいるところもある。今回お話をあつた道路は、ツーダーマーチなどで通つたりする新花巻駅に行く時に通る道路とのお話であるが、地域の街路灯設置の予算は市では持つておらず、かつて市の地域づくり交付金の中で各コミュニティ会議で整備していくべきよう整理をした経緯がある。ご提案の件はこの場で結論を出すことはできないので、具体的なお話を聞かせていただき、検討していきましょう。</p> <p>(現在の対応状況) 現状は下似行政区自治会が管理を担うことになっているので、電灯の交換等は当該自治会が行う前提としつつ、LED化する灯具の交換は多くの費用が掛かるので、設置場所の特殊性を加味し、宮野目コミュニティ会議が地域づくり交付金を活用した事業として実施する方向で検討を始めている。</p>
25	R6.7.12	市政懇談会	宮野目	建設部	道路課	道路の草刈りについて	<p>小学生が集団登校する際に、源明トンネルを通るが、丈の長い草が生えており、歩きづらい、怖いといった話を聞いている。</p> <p>また、トンネル脇に生えている木は道路の方に向かって傾斜してきており、雨風が吹いた際に枝が飛んできたり、車に当たるということも懸念される。</p> <p>子どもが歩きやすいように、また車も通りやすいように整備をお願いしたい。</p>	<p>【建設部長】 道路については、路線によって管理者が違つており、分かりづらいところもあるかと思う。草刈り等についての要望があれば、まずは市の道路課にお話しいただければ、場合によって国や県に話をしたり、市の管理であれば現場を見た上で、通行に危険な状況であれば対応する。</p> <p>【道路課長】 現場については道路課でも確認しており、源明地下道を通つて国道4号線に上つて両側が木が覆い被さっている状況となっている。管理者を調べたところ、滑走路などの高い部分は空港の管理となっているが、そこと下の道路の間の管理がどこになつてゐるかは分からぬ状況であった。空港事務所と相談した結果、今回道路にかかっている部分については市が対応することとなつたが、市職員が直営で対応することはできないため、現在、業者に委託する手続きを進めているところである。</p> <p>また、道路の下の方の草については、本日(7月12日)から刈り始めているところである。</p> <p>国道4号線については、国の管理となり、担当している水沢国道維持出張所に情報提供しているので、徐々に対応されるものと思うが、こちらも業者委託となるようなので、もう少しお待ちいただきたい。</p>
26	R6.7.12	市政懇談会	宮野目	財務部	契約管財課	備品の管理と各種機器の操作訓練について	<p>ある公共施設に行った際にどこの施設とは言えないが、2階で高齢女性が体調を崩されたことがあつた。職員は別の仕事をしており、その方の対応は私たちに任せられたような状況だつた。</p> <p>移動させるにも車いすには空気が入っておらず、階段で降ろす際にも施設の職員は昇降装置の使い方が分かっていないようだつた。</p> <p>機器の操作マニュアルはあると思うが、いざという時のため定期点検や訓練の実施が必要ではないか。</p>	<p>昇降機の操作は、施設の職員が分かっている必要があり、どう対応するかすぐに検討する。</p> <p>車いすについても、公共施設にはできるだけ配置するようにしているが、使える状態にあるか点検して対応していきたい。</p>
27	R6.7.12	市政懇談会	宮野目	教育部	学校教育課	学校における人員不足について	<p>宮野目小学校では様々なサポートを行つてゐるが、その支援する人員が不足していると聞いてゐる。教育委員会としては様々な体制をとつてゐるようだが、支援員が不足している状況は市内全体にもある状況なのかな。</p> <p>また、人員が不足している状況において、補充するための方策は考えているか。</p> <p>支援員が不足する関係で、学校で必要な人員も不足することから、管理職まで授業に行かなければいけないという状況があると聞いてゐる。正常な学校運営が行われるためには、人員確保が必要だと思う。人員確保の対応策を教育委員会としてもしっかりと考え方、子ども達が安心安全な教育を受けられるような体制をとつていただきたい。</p>	<p>学校の中でのサポートについて、授業面や学校生活面など様々なサポートが必要な状況となっており、支援員の種類も増えている。</p> <p>教育委員会では、前年度のうちに必要な人数を把握しながら、年度当初に必要な人数を確保できるよう努めているところではあるが、支援を要する子どもの状況等の変化に伴い、年度途中にニーズが増えてきている状況である。</p> <p>学校を超えて支援員を配置するなど、工夫しながら対応していきたいと考えている。</p>

■令和6年度市政懇談会記録(7月開催分)

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
28	R6.7.12	市政懇談会	宮野目	健康福祉部	健康づくり課	総合花巻病院について	<p>地区には高齢者が多く、救急車が来ることもあるが、受け入れ先が決まらないといつて30分近く待つこともあるよう。</p> <p>そうした中、総合花巻病院の経営が危ないという記事が出た。記事には社団法人化して潰れにくくなるということも書かれていたが、社団法人化しても収入が増えなければ市からの補助金が増えるだけではないか、こういった現状について、どのように考え、どのように対応していくつもりか。</p>	<p>まず、救急搬送のことについては、救急隊が現地に到着する前から確認した情報をもとに病院を捜すが、現地到着後にご家族などからかかりつけの病院を確認するなどの対応もある。搬送先は管内であれば、県立中部病院や市内の総合花巻病院で救急の受け入れを行っているが、重篤な容態であれば矢巾の岩手医大の救急救命センターに搬送されることもあり、それそれ状況によると思。</p> <p>総合花巻病院の経営状況について、新聞記事のことでご質問をいただいた。総合花巻病院は、令和4年度に債務超過の状態となり、令和5年度においても債務超過となる状況にあったため、病院から市に対する財政支援の要請があり、また、病院の債権者である金融機関に対しても債務免除の要請があり、今年3月末に市から5億円の補助、金融機関から6億円の債務免除ということで総額11億円の財政支援をしたところであり、これにより令和5年度決算は黒字となって病院の廃止を避けることができた。また、総合花巻病院は公益財団法人であり、財団法人の場合は、法律上2年連続で純資産が300万円を下回ると、翌年度の6月に開かれる評議員会をもって解散となってしまうが、財政支援により2年目の債務超過を解消することができたことで、法人の解散による病院の廃止の事態は防ぐことができた。</p> <p>総合花巻病院は救急専門の病院ではなく、また高度医療を行う病院でもない。高度医療を行う病院は県内であれば岩手医科大学附属病院であり、その次の段階としては、管内では救急医療も含めて県立中部病院で行うこととなる。総合花巻病院は病状がある程度落ち込んでいるが、自宅に戻るまでの間の回復期の医療を主に行う病院であり、市内の医療機関としてはではないらしい病院である。</p> <p>総合花巻病院の経営状況について、今回このような状況となった理由の病院側の説明では、移転整備により大きな債務を抱えているということである。医療設備について当初は設備への投資は小規模と考えていたが、実際に移転にあたって不足であるとのことから、設備投資を増やし、当初見込んだ以上に債務が大きくなったということ、また旧病院の解体費が見込みより多くかかったことである。</p> <p>さらに、コロナ禍において医療の機能が滞った時期もあり、医療に係る収入が大きく減少したという状況だった。</p> <p>昨年6月の理事会において、このような厳しい状況になったはっきりした説明はなかったが、市としても懸念事項として捉えていたことから、7月の市への報告で病院側に実態を説明してほしいと申し入れたものの、今は経営状況がよくなっているとの上期の状況が分かるまで待てほしいとのことであった。しかし10月になんと説明がないことから、その後病院側に確認したところ、11月中旬になって債務超過が10億円ほどになると、それまでの説明とは異なる、大きく悪化した実態をようやく聞き出したところである。</p> <p>その後、市から金融機関と協議させてほしいことを病院に申し入れたが、病院側が協議の場を設置しなかったことから、病院の了解を得て昨年12月から13回ほど金融機関と市で集まって対策を検討してきた。支援の前提として、病院の経営状況を改善しなければまた同じ状況に陥ってしまうということで、外部のコンサルタントを入れて現状分析をした上で、再生するための計画を出すよう求めた。病院側では再生のための外部の弁護士や公認会計士による専門家を起用し、事業再生計画の検討が行われ、3月の段階で何とか暫定事業再生計画案が提出された。その暫定事業再生計画案では、法人からの要請で金融機関と市による財政支援を行って債務超過による法的な解散を避けること、公益財団法人は2年連続で純資産が300万円以下となった場合には法人を解散し病院をやめなければならないということから純資産による解散条件のない公益財団法人に変えること、医療については収益の改善や経費削減などの改善項目を挙げ実際に可能なかということを検討すること、このような内容を入れたほか、経営危機に陥った経営者の責任を明らかにするため、再生した後は今の理事長や中心的執行理事は役員に就任しないとも明記した。3月末に金融機関がこの暫定事業再生計画に同意して債務免除し、市も補助金の予算を議会の議決を得て実行した。計画を確実なものにするには半年ほど検討に時間を要するのとから、さらに事業再生計画づくりを進めているところであり、今年の9月を目途に金融機関や市も了解できる改定事業再生計画を出してもらおうことにしている。</p> <p>なお、総合花巻病院は計画づくりの進捗状況やその内容を金融機関と市に説明するため、4月から1回程度のミーティング会議を行っているところである。</p>
29	R6.7.19	市政懇談会	土沢	東和総合支所	地域振興課 市民サービス課	旧土沢幼稚園の活用及びはつらつ長寿館の今後について	<p>令和5年度末をもって土沢幼稚園が閉園し、園舎、園庭の今後の活用について、市では地域にも意向を聞くことだが、当地域で活用する意志がない場合、市ではどのように活用しようとしているのか伺いたい。</p> <p>現在、花巻農協が運営しているはつらつ長寿館が近く閉館するとの話があるが、そうなった場合、跡地はどうなるのか。また、現在の利用者への代替サービスはどうなるのか。</p>	<p>まず旧土沢幼稚園については、令和6年3月21日に卒園式並びに閉園式を地域の皆様方の出席を賜り執り行い、ご参加いただいた皆様に惜しまれつつ46年間の歴史に幕を下ろしたところである。</p> <p>質問のあった園舎並びに園庭の活用の方向性について、当該地域は令和4年度に岩手県から公表された「新たな土砂災害が発生する恐れがある箇所」に含まれており、詳細調査を現在行っていると伺っている。</p> <p>昨年の土沢地区市政懇談会において、閉園後の施設利用について質問をいたしましたが、令和6年度において、市の各課に活用希望の有無をまず確認することで回答しており、岩手県の調査結果により活用可能となることを前提として庁内で照会したところ、施設利用希望は無く、土地利用として萬鉄五郎美術館の駐車場としての利用について検討したい旨の回答があったところである。</p> <p>これまで使用を終了した施設であれば、直ぐに地域の皆様から利用方法について、意見を伺っているところであるが、この旧土沢幼稚園については、今後、岩手県の調査結果が示される予定となっていることから、その結果が安全に利用可能である際には、地域の意見を伺うとともに含めて市の内部で方向性を検討させていただきたいと考えている。</p> <p>なお方向性が決定した際には、土沢地域づくり会議への内容について、説明させていただきたいた。</p> <p>東和ははつらつ長寿館は、主に東和地域の高齢者を対象として健康維持や介護予防の活動を行うことを目的とした花巻市の施設である。この建物は、平成15年に花巻農業協同組合の自動車整備工場を旧東和町が借りて改築したものであり、旧東和町が改築整備を行って、平成16年1月に旧東和町のはつらつ長寿館として開館したものである。そして建物の管理や介護予防事業の運営を旧東和町が花巻農協に委託していたが、その後、平成17年11月に花巻農協から旧東和町へ建物を寄付いただき、建物は旧東和町の施設となったことから、花巻農協を指定管理者として指定して施設の管理や事業運営を行っていたのである。現在も指定管理者を継続している。</p> <p>管理運営について、花巻農協は、施設に職員1名を常駐させて平日の午前9時から午後4時まで開館しており、主な事業として健康づくりや介護予防に関する講話や体操を行うスマイル講座を毎週1回、午前中に行っている。そのほか施設内に全身マッサージ機や電動サイクルマシンなどの健康器具を設置して、健康器具を利用したい方が開館時間内に自由に使えるようになっている。なお、利用料金については、スマイル講座の参加者は1人当たり500円で、健康器具利用者は1日1人当たり300円を負担している。令和6年3月末時点の施設の利用状況について、指定管理者である花巻農協からの報告によればスマイル講座は多い時は10名ほどの受講があり、約半数は東和地域の方、残りの方は東和地域以外の方が受講されている。また健康器具は、たくさん利用している方は週に3回ほど、利用時間は1時間半程度となっており、地元の土沢や安俵地区の方で4名ほどが利用されている。この施設は開館以来、施設利用料のみで事業の運営を行っていたが、今から4年ほど前のいわゆるコロナ禍前は、今より利用者が多かつたことについて、花巻農協のお話によれば、コロナ禍以降は施設利用者の減少により利用料金收入が減ってきたこと、電気料金をはじめ施設管理費の負担が年々大きくなり管理運営が財政的に厳しいとのことであり、現在の指定管理期間が満了する来年3月末をもって指定管理を終了し、来年4月以降の指定管理の更新は受けないと申し入れが、花巻農協からあったところである。</p> <p>当該施設は厚生労働省の介護予防拠点施設整備事業補助金を導入し、介護保険対象外の介護予防拠点施設として整備された施設だが、国庫補助導入時の目的である介護予防事業の継続を必要とする期間である処分制限期間が15年ほど残っており、当該施設の利用を継続する必要があることや、当該施設の現状も雨漏り等も無く良好であり、施設利用を継続する前提で検討している。仮に、当該施設において国庫補助導入時の目的である介護予防事業を実施せず、他の用途で使用した場合や当該施設を取壊した場合、市は厚生労働省より国庫補助金の返還を求められることとなる。</p> <p>なお、はつらつ長寿館の建物については市の行政財産であるが、土地は花巻農協の所有である。花巻農協が指定管理者である現在は施設の敷地は市が無償で貸与していただいているが、来年4月以降は花巻農協から土地を有償で賃貸借契約を新たに締結する必要がある。</p> <p>来年4月以降のはつらつ長寿館の運営について、市としては、利用者が多くはないものの継続的に利用されている高齢の方々がいらっしゃることから、令和7年4月以降は市が直営により管理する方法で、また、現状の利用実態に合わせて、開館日を週に3日程度とすることや開館時間を午前中にするなど本施設の運営費を抑えながら事業を継続出来ないか、現在検討しているところである。仮に利用実績に対し運営費が多額となる試算となった場合、はつらつ長寿館で行っている介護予防事業の一部を他の施設で実施することや、地域の方々に当該施設を利用していくこと、何らかの形で施設運営に関わっていただくこと等について検討する想定もしているところであり、今後、随時地域との協議を行なながら当該事業を実施する方法について検討を進めたいと考えている。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
30	R6.7.19	市政懇談会	土沢	東和総合支所	市民サービス課	はつらつ長寿館の今後の運営について	はつらつ長寿館について、来年度以降も継続して運営するすれば、費用を市から持ち出していくことになると思う。国庫補助の処分期間に前使用をやめて、国に補助金の返還をする場合と比べて、どちらが得か検討はするのか。 来年度以降、市が管理者として運営した場合の年間収支はどうのように見ているか。	国庫補助の返還について、仮に令和7年4月1日から建物を取壟したり、介護事業を行わないとした場合、2000万円以上の補助金返還が必要となる状況である。現状として、施設を利用している方もいることから、まずはその方々に継続して通っていただくことを前提としながら、経費を抑える方法を検討しているところである。運営費がなかなか抑えられない場合には、事業の実施回数を減らしたり、地域の方々に一般利用として使っていただくながら、経費を抑える方法を検討しているところである。これまで収入は施設利用料だけで、不足分は花巻農協が負担する形で運営していただいている。スマイル講座は週に1回、一人当たり500円で10人ほどの参加となっている。また健康機器利用については、多くて週3回ほどの利用となっており、1回当たり300円で週3回利用しても900円という金額となっており、年間で数十万円程度の収入となっている。これに対して、人件費が午前9時から午後4時までの開館で、仮に最低賃金としても年間数百百万円となること、さらに空調や警備費用などを含めると相当な金額となっている。支出を抑えよう検討しているところだが、人件費の割合が非常に大きく、費用を抑えることは難しいところである。 施設の償還年数が残り15年あるが、介護予防事業を行わなければこの年数は減らないところである。現行、行っているスマイル講座と健康機器利用の両方を必ず継続しなければならないということではないが、何かしらの介護予防事業をその建物を利用して行わなければ償還年数が減らないところである。 他に一般利用ということで、ホールをお貸しすることもあるが、そういった利用も含め、活用方法について、案を作成したいと考えているので、地域の方々にも協力していただけないか相談させていただきたい。
31	R5.7.19	市政懇談会	土沢	農林部	農村林務課	東和町内における熊の出没状況と市の被害防止対策について	熊の出現が多く、何かしらの対策が必要であると思っている。 秋田県では熊の出現率を調査してインターネットなどに掲載している。 岩手県の場合は、警察、岩手県が取り扱っていると思われるが、花巻市ではどこの部署で取り扱っているのか伺いたい。	花巻市全体の過去3年間の熊の目撃件数は令和3年度が196件、令和4年度が192件、令和5年度が512件、今年度は6月末時点でも121件となっております。 東和地区においては、令和3年度が24件、令和4年度、令和5年度はいずれも31件、今年度は6月末時点でも11件となっており、土沢地区など市街地における出没は令和3年度が1件、令和4年度が1件、令和5年度が0件、今年度は6月末時点でも1件となっております。 こうした情報については、各総合支所で通報を受けることもあるが、最終的には農村林務課が窓口となって取りまとめを行っている。 熊の出没についての通報があった際には、農村林務課あるいは各総合支所の地域振興課が、花巻警察署、消防署、教育委員会、有害鳥獣の捕獲を行っていただいている花巻市鳥獣被害対策実施隊や保育施設、学童クラブ、学校、場合によっては行政区長にも情報提供を行っている。 また、消防署の協力もいただきながら日中の警戒パトロールや広報車による広報活動を行い周知を図っているとともに、市のホームページや公式フェイスブック、エックスなどのSNSを利用した情報提供も行っている。さらに、コミュニティFMや有線放送でも自警情報を発信し、注意喚起を行っているほか、今年度からは岩手県で行っているいわてモバイルメールでも情報発信を行っている。
32	R5.7.19	市政懇談会	土沢	農林部	農村林務課	熊の捕獲に関するデータについて	昨年は熊の出没があまりにも多かったため、住民も慣れてしまい、通報される件数が少ないのではないかと感じている。情報収集するに当たっては、出没の多少にかかわらず情報提供していただけるよう努力する必要があると思う。 秋田県では、親熊と子熊が一緒におり、子熊だけが目撃されるケースが多いと伺った。子熊だけでは山へ戻ることができないので、その場に住み着いてしまうが、餌がないため木の高いところまで登ったりして非常に危険だと聞いている。岩手でも同様ではないかと思っている。 友人の話では、10年前と比べると山の木が切られて無くなっていることから、動物が戻っていくところも無くなっているとのことであるが、データがないため確かめようがない。 花巻市内で駆除された熊について、昨年度のデータはないか。	熊の捕獲の件数について、花巻市全体で令和3年度は19頭、令和4年度は12頭、令和5年度は25頭、今年度は6月末時点で3頭というところであるが、東和ではすでに2頭を捕獲したところである。 捕獲した熊の大きさなどについて詳しく分析はしていないが、子熊が単独で移動しているという情報についても、確かに今年度に入ってから多くなっていると感じているところである。 生育の範囲について、専門家からは、里に近い山林に生育の範囲が広がっていると伺っている。従って、遠くの山から下りてきて、遠くの山に入していくのではなく、すぐ近くの山林から来てそこへ帰るといった状況があるのではないかと話される専門家もいることから、熊の住んでいるところと、人が住んでいるところが近くなっていることはあると思われる。 山の開発が行なわれたなどの影響はあるかもしれないが、具体的には分からぬところである。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
33	R5.7.19	市政懇談会	土沢	農林部	農村林務課	市としての熊対策について	<p>熊対策として、例えば秋田県では板の実を植林していると聞いている。また、市道の草刈等によって、隠れる場所を取り除いたりすることも有効だと聞いている。</p> <p>福島県の獣友会では、鉄砲の維持や消耗品購入にお金がかかるため、仕留めた獣の肉を売って、燃料費等を確保しているとのことであった。</p> <p>各地で対策を行っているが、市でもいろいろ進める時期に来たのではないかと思っている。</p>	<p>市では、花巻市鳥獣被害対策実施隊を組織し、直接、鹿・猪・熊の対応をしていただく方を非常勤職員として委嘱しており、今年度から定員を140名から160名に増員したところである。</p> <p>ハトロールについては、有害鳥獣対策支援員を任用し、週に3回、熊の目撃情報があつた地域を重点的にハトロールしていただいている。例年は6月から10月の期間でハトロールしている</p> <p>また、児童・生徒の安全確保のため、学校の近くで出没情報があった場合などは、タクシーや貸切バス、公用バスでの送迎を行ったり、登下校時には、市職員や鳥獣被害対策実施隊の方々による見守りや、学校施設付近の見回りを行っている。消防署においても巡回を行っているほか、市内の小中学生に対しては熊よけベルの配布も行っている。</p> <p>草刈についてでは、花巻地域において、昨年度、熊の通り道と思われる河川敷の刈払いを行っており、県の管理部分については県に対応を依頼していただいた。今年度も引き続き草刈りを実施したいと考えている。</p> <p>里山整備については、森林環境贈与税を活用した農地周辺の雑草木の刈払いに対して支援を行っている。東和地域においても令和5年度において、3,780アールほどに取り組んでいただいている。</p> <p>今年度からは、熊の引き寄せる原因となる柿、栗の木の伐採経費に対する補助制度を設けている。伐採を業者に委託する場合は補助率2分の1で上限を1本当たり15万円、自分で伐採する場合には1本当たり2,000円となっている。</p> <p>獵銃の装備品については、ガンロッカー、装弾ロッカーケースを購入した場合、補助率2分の1で、ガンロッカーケース場合は上限3万円、装弾ロッカーケース場合は上限2万円として補助を行っている。</p> <p>また、侵入を未然に防ぐため、川沿いに自動で撮影できるカメラの設置しており、写ったものが熊だと判断された場合は、担当まで連絡され、追い払い等の対応を行うこととしている。そういったシステムのカメラを30台導入しており、現在、花巻・石鳥谷地域に設置しているが、今年度から花巻市有害鳥獣対策参与を委嘱している岩手大学の熊の生態に詳しい専門家の意見も聞きながら、設置していない大迫・東和地域でも、必要があれば設置を検討していかたい。</p> <p>農作物の被害対策には電気柵の設置が有効であり、その設置費用に対して支援を行っている。また、有害鳥獣対策アドバイザーが地域に出向き、鳥獣被害対策に関する研修会を行っていることから、この研修会等を利用していただき、地元の獣友会も交えて検討し、地域に合った対策を講じていかなければならぬと考えている。</p>
34	R5.7.19	市政懇談会	土沢	地域振興部	地域づくり課	行政区長への会議開催通知や資料などをペーパーレス化することについて	東和地域では、区長会議が開かれ際、電話かFAXでの欠席報告を求めるが、メールの返信フォームやラインを活用した出席報告にすることはできないか、また、会議で配布される資料を紙ではなくデジタルデータでの配信することでペーパーレス化を図ってはどうか。そのための手段として、行政区長にタブレット端末を配布し活用することは考えられないか。	<p>区長の皆様には、日頃、市と市民の皆さまとのパイプ役として市からの行政情報の伝達などにご尽力いただいていること、感謝申し上げる。昨年5月以降、集会の制限もなくなり、皆様には市が主催するもののほか、各地域での会議など多忙な日々を過ごされていることとお察しする。</p> <p>こうした会議の案内や資料などについて、ペーパーレス化することについてのご提案であるが、現状において、市ののみならず各種団体が主催する会議においても、その多くは紙文書での案内や会議資料の配布が行われている状況であり、ペーパーレス化の要望はいたっていないところであるので、直ちに会議の案内や資料の配布をペーパーレス化することは考えていない。</p> <p>しかし、行政区長をはじめとする地域の負担軽減も市としても考えなければならないところであり、今回、ご提案をいただいた会議案内や資料をペーパーレス化することについては、区長会の役員会で話し合いの機会を設けることとし、ご意見を伺ってまいりたいと考えている。</p>
35	R5.7.19	市政懇談会	土沢	東和総合支所	地域振興課	JR土沢駅の駐輪場について	<p>JR土沢駅の脇にある駐輪場に、使われていない自転車が10台近くある。</p> <p>市でJRに問い合わせるなどして、処分してもいいらしい。</p> <p>クリーン作戦時にも自転車が邪魔で、草刈などができる状況である。</p>	<p>現地確認をして、JRに相談させていただく。</p> <p>【懇談会後の対応】</p> <p>JRに相談した結果、7月31日に下記のとおり回答があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高校の夏季休業明けを目処に、荷札の取り付けをし、利用している自転車については荷札を取り外してもらう。 ・9月上旬に荷札が付いたままの自転車については、一旦、場所を移動する。 ・2か月程度保管すると同時に、盗難自転車等を警察に照会する。 ・その後の処分方法は、台数によって再検討する。
36	R5.7.19	市政懇談会	土沢	生涯学習部	新花巻図書館計画室	花巻図書館の整備について	<p>新しい図書館には交通の便がいいところがいいと思う。自家用車で行くくなってしまって、電車やバスを使って行って、見分を広めたいと思っている。</p> <p>駅前に建てることで大迫・石鳥谷・東和の方や花巻地域の西側に住んでいる方も利用しやすく、花巻駅東西自由通路もできれば、人の流れもよくなると思う。</p>	<p>現在進めているのは、花巻地域の文化会館に隣接する図書館を新しくするものであり、かつ、中央図書館的な役割を持つ図書館の整備を進めているものである。</p> <p>建設候補地は旧花巻病院跡地と花巻駅前に絞られてきているが、建設場所をどこにするかということについて市民の皆様に話し合っていただくための比較検討資料の作成を、現在コンサルタントに依頼しているところである。事業費やイメージ図などの資料を作成していただき、10月頃には完成の見込みとなることから、その後に市民の皆様に説明し、意見をいただきことで、建設場所を絞り込んでいくと考えている。</p> <p>皆様からご意見を伺う方法についても、市が主導するということではなく、第三者に仕切っていただくことを考えており、その方法についても提案いただき、進めることとしている。</p>
37	R5.7.19	市政懇談会	土沢	農林部	農村林務課	中山間地域について	<p>土沢地区は景観が良いことから、これ以上農業者を減らさないこと、また、いろいろな取り組みができる農家、あるいは他から来た方も活躍できるような農業政策を進めていただきたい。これ以上、農業を後退させないで、持続の可能性があるこのエリアの維持を進めていただきたい。</p>	<p>中山間地域等直接支払交付金を維持することが非常に重要であると考えている。国では第6期が令和7年度から開始するとのことで、関連する予算の確保について要望しているところである。</p> <p>中山間地域等直接支払交付金は、農業施策ではあるものの集落維持の側面が非常に大きくなっていることから、そういう意味でも交付金の維持は確実に行ってほしいと要望しているところであり、今後、交付金を活用しながら様々な取組を行っていただければと考えており、市としても支援をしていくので相談いただきたい。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
38	R6.7.19	市政懇談会	土沢	東和総合支所	市民サービス課	アイリス駐車場の公衆用トイレについて	<p>アイリス駐車場の男子トイレについて、昨年からセンサーライトが2個設置されたものの、洋式トイレにはついておらず、全く光がない。</p> <p>また、トイレに入った際にも、機器の不具合により点灯しない状況もある。</p> <p>女子トイレはセンサーライトではなく、普通の照明となっており、男子トイレについても、今後、継続して使っていけるよう改修を進めさせていただきたい。</p>	<p>現地を確認の上、対応する。</p> <p>【懇談会後の対応】</p> <p>現地を確認したところ、男子トイレの人感センサー器具並びに多目的トイレの照明器具にも一部不具合があることが判明したため、女子トイレも含みすべての照明設備の点検を実施。結果、人感センサーの配線工事も含めた照明設備全般の修繕が必要となったことから、男子トイレ、多目的トイレ、女子トイレ及びトイレ入口の照明設備の修繕とLED化を行った。(8月6日 修繕完了)</p>
39	R6.7.19	市政懇談会	土沢	総合政策部	人事課	市職員の不祥事に対するマニュアル作成状況について	<p>市職員の中には夜中まで仕事をされている方もいるようで、中には病気になっている職員もいるのではないかと思う。</p> <p>不祥事が起きた場合の行動指針のようなものがあるか伺いたい。</p> <p>今の若い世代の人たちの考え方方が変わってきており、下からの意見を伺う雰囲気づくりが大切だと思っている。</p>	<p>職員の健康管理について、役所の仕事量は増えてきていると実感しているところである。例えば熊対策の事業であれば、担当する職員は、当番制ではあるものの、夜中であっても対応が必要となっており、夜間に対応した職員は次の日は休むなどの対応を徹底するよう指示している。また最近では災害警戒など担当職員の業務も増えてきており、苦労をかけていると思っている。</p> <p>市職員にはコンプライアンスカードを常に携帯してもらっているほか、職員の服務、倫理について規程を作成し、徹底しているところである。</p> <p>上司からの指示というのは組織である以上当然あるものだが、ボトムアップで、部下が上司に意見を言うことは、若い職員からすれば難しいと感じることもあると思う。そういった状況も踏まえて、貴重な意見をいただいたので、より良い職場環境をつくるといかなくてはいけないとと思っている。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
40	R6.7.22	市政懇談会	大瀬川	総合政策部	秘書政策課	第2次花巻市まちづくり総合計画前期アクションプランについて	<p>第2次花巻市まちづくり総合計画前期アクションプランの中で、大瀬川地区として関わる深い項目をテーマに懇談したい。その前段として、総合計画の全体概要についてお聞きしたい。</p>	<p>まちづくり総合計画は、本市の最上位の計画であり、市が行うまちづくりの方向性を示す計画として、市の様々な計画の策定や事業を企画する際の根幹となる計画である。第2次花巻市まちづくり総合計画は、大きな理念を示す長期ビジョンと、具体的な事業等を掲載するアクションプランの2層で構成されている。このうち長期ビジョンは、将来都市像、まちづくりの目指す姿などを掲載し、計画期間は、令和6年度から令和13年度の8年間となっており、本年2月8日の市議会臨時会において議決いただいた内容である。</p> <p>一方、アクションプランは、長期ビジョンの計画期間8年間を、前期4年、後期4年に分け、それぞれの計画期間内において取り組む施策の基本的方向性、数値目標、主要事業などを示すもので、前期アクションプランは、令和6年度から9年度を計画期間としている。</p> <p>第2次花巻市まちづくり総合計画では、今後8年間で本市が目指す将来都市像として、「豊かな自然 安らぎと賑わい みんなでつなぐ イーハトーブ花巻」を掲げ、この達成に向けて様々な取組を実施することとしている。</p> <p>将来都市像をより具体化するため、第2次花巻市まちづくり総合計画では、6つのまちづくり分野と、そのまちづくり分野を横断する形で取り組む、重点施策推進プロジェクトを2つ設定している。</p> <p>まちづくり分野は、「しごと」「暮らし」「健康・いのち」「子育て・人づくり」「地域づくり」「行政経営」の6つで、各々の分野ごとに目指す姿を掲げるとともに、その実現のために実施する政策、施策の各階層においても目指す姿を掲げ、これを目標にまちづくりを展開していくこととしている。</p> <p>更に重点施策推進プロジェクトは、人口減少を本市の最も重要な課題と捉え、その課題解決のために、「子ども・子育て応援プロジェクト」と「花巻で暮らそうプロジェクト」を推進しようとしている。</p> <p>計画の推進に当たっては、市民と将来都市像や目指す姿を共有し、協働して取り組んでいくことが大切であると考えており、長期ビジョンに、みんなで取り組みたいこととして、まちづくり分野ごとに、市民、企業に期待される取組を掲載したことであり、可能な取組について、地域の皆さんとの協働による取組を推進してまいりたいと考えている。</p> <p>本日はコミュニティ会議において、前期アクションプランの中心となる、第4章、分野別計画一覧を配布されていることなので、アクションプランの内容について少し説明させていただく。初めに、しごと分野について説明する。</p> <p>分野ごとの目指す姿は、長期ビジョンにおいて定めたものであり、しごと分野における政策は、「農林業の振興」「商工業の振興」「観光の振興」「市内企業への就業の促進」の4項目であり、政策ごとに目指す姿と成果指標を設けている。</p> <p>「農林業の振興」では、政策の目指す姿を、「スマートで持続可能な農林業経営が実現しています」とし、政策の成果指標として、農業者1人当たりの農業所得金額を掲げている。また、政策の下に施策を展開しており、「農林業の振興」においては、「農業生産の支援」「生産基盤の整備」「特産品の開発」「森林資源の活用の推進」「森林の保全」「担い手の育成」の6つの施策を設けている。</p> <p>また、その施策ごとに目指す姿と成果指標、さらに関連するSDGsのゴールを示しており、「農業生産の支援」においては、目指す姿を「安定した農業生産ができる」とし、成果指標は、振興作物の栽培面積を設定している。この施策に関連するSDGsのゴールは、「飢餓をゼロに」「働きがいも経済成長も」など7項目であり、紐付けされる事業は22事業となっている。同様に政策と施策についてまとめてるので、後ほどご確認頂きたい。</p> <p>また、アクションプランには、令和9年度までの財政見通しも掲載しており、推計の結果、市の貯金に当たる財政調整基金は令和6年度末で61億5千万円を見込んでいるのに対し、令和9年度末は47億8,900万円にする見込みである。まちづくり基金は令和6年度末で59億5,700万円を見込んでいるのに対し、令和9年度末は59億6,600万円の残高を確保できる見込みとなっている。一方、借金に当たる地方債残高は、令和6年度末で494億4千万円の見込みに対し、令和9年度末は445億3,100万円と、縮減が見込まれる状況となっている。財政の健全性を維持しながら、必要な施策、事業を実施していくこととしている。</p> <p>計画に当たっては、花巻市まちづくり基本条例に規定するまちづくりの基本原則である、市民との「情報共有」、「参画」と「協働」により、将来の花巻市をともに考え、そして後世に受け継ぐことを目指し、市民参画の考え方に基づき策定作業を進めてまいった。このうち、前期アクションプランについては、令和5年5月に花巻市市民参画・協働推進委員会において、市民参画の手法について事前評価をいただき、「適切である」と評価をいただいた、「関係団体等との意見交換」、「地域協議会等での審議」の2つの手法による市民参画を実施したもので、「関係団体等との意見交換」では92団体から意見を伺った。</p> <p>次に、重点施策推進プロジェクトについて、1つ目は「子ども・子育て応援プロジェクト」で、本市の少子化傾向に歯止めをかけることを目指して実施するプロジェクトである。主な事業としては、母子に対する心身ケア等を行う産前・産後ケア事業の拡充、宿泊型支援の実施に向けた取組を行う母子保健事業、妊娠婦や乳幼児、小中高校生を対象とした医療費助成事業、不妊治療に係る費用を助成する不妊治療支援事業、保育園等を利用する子どもの副食費を助成する副食費負担軽減事業、学童クラブの利用料を補助する放課後児童支援事業等を実施している。</p> <p>2つ目の「花巻で暮らそうプロジェクト」は、若者や勤労世代が住みたい、住み続けたいと感じる、魅力と活力に満ちたまちづくりを目指して実施するものである。主な事業としては、花巻駅東西自由通路及び西口広場の整備を行うJR花巻駅東西自由通路等整備事業、子育て世帯や移住希望者の住宅取得を支援する定住促進事業、新婚世帯が新生活をスタートする際の家賃や引っ越し費用の補助等を行う結婚新生活等支援事業、働く場の確保に向けた企業誘致推進事業と産業団地整備事業等を実施することとしている。</p> <p>また、2つのプロジェクト以外の主要な取組として、「市民の生活を守り 魅力あふれる 強く優しいまちづくり」についても説明する。</p> <p>1つ目の事業は、新花巻図書館の整備検討で、現在、10月中旬の完了予定で、建設候補地の比較調査を実施しているところであり、今後市民の皆さん同士がそれぞれの意見を聞き、話し合う機会を確保した上で、秋頃を目途に建設候補地の取り込みを行なう予定としている。</p> <p>2つ目は、公共交通ネットワークで、市街地循環バスのルートの拡大や予約乗合交通の新規導入、運行形態の見直しの検討を行うこととしている。</p> <p>3つ目は、有富島群への対応で、市民の安全を守るために、新たに岩手県のいわてモバイルメールを活用した熊の目警情報の発信を開始している。さらに、早期発見と追い払い等の実施を目的とするAIカメラの設置を行っているほか、熊が出没した場合に、児童生徒の通学時の安全を確保するための臨時の通学タクシーやスクールバスの運行も行っている。</p> <p>アクションプランについては、政策及び施策の基本的な方向性が変わらないことを前提に、毎年度、向後3年間で実施する事業の見直しを行なうローリングを実施することとしており、社会・経済情勢に応じて新たな事業を実施することを可能としていることから、現時点で計画に記載がない事業でも、必要に応じて新たな事業を実施していくことができる計画となっている。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
41	R6.7.22	市政懇談会	大瀬川	農林部	農政課 農村林務課	前期アクションプラン1-1-1- (2)農業経営の安定化支援 について	<p>農業所得向上対策と害獣対策について、花巻市における農地の利用状況は、全農地の約8割を占める水田の面積は約12,700ヘクタールで、このうち、令和6年度における主食用米の生産を行う予定の水田は約6,300ヘクタールにとどまっており、残りの6,400ヘクタールは主食用米の生産には利用されていないという状況である。また、この6,400ヘクタールのうち、約1,600ヘクタールには飼料用米、加工用米及び備蓄米、約1,200ヘクタールには小麦、約420ヘクタールには大豆、約170ヘクタールには野菜、約180ヘクタールには果樹、約20ヘクタールには花き、約750ヘクタールには飼料用作物がそれぞれ栽培されており、残り1,950ヘクタールでは販売されない自家用野菜のほか、農作物が栽培されていない状況である。</p> <p>現在の国内の主食用米の需要量は毎年10万トンずつ減少しており、長期的に見ると、国全体の主食用米の作付面積は今後さらに減らさなければならないことが確実であることから、花巻市においても、今後も米価が安定し、手が収益を確保しながら稲作を継続するために、岩手県が示す生産目安の作付面積をさらに減らす必要があるものと認識している。</p> <p>こうした状況において、市では、農業所得の向上に向けて、米価を安定させ収益を確保しながら稲作を継続するために、農地中間管理事業を活用した農地集積・集約化を進めながら、スマート農業の取組などによる生産コストの削減を行い、需要に応じた米の作付けを進めていくことや、転作作物として収益性の高い野菜、果樹、花卉などの生産を支援してまいりたいと考えているが、これらの高収益作物の生産は機械化による省力化に限界があり、生産量を増やすことが難しいといった一面もあるので、飼料用米や粗飼料生産への転換や大規模化・省力化が可能で國でも生産を進めている麦・大豆・子実用トウモロコシなどの生産拡大にも併せて取り組んでいく必要があるものと考えている。</p> <p>また、市では、農業経営基盤強化促進法に基づいて、地域計画を市内全域でカバーする形で本年4月に策定したところであり、このことにより各地域における目標を達成するための農地利用の姿や将来にわたり地域農業を担っていくものについて明確化されたところである。地域計画の実現に向けて、地域の担い手に対する農地の集積や地理的集約の推進を図りつつ、収益性の高い農畜産物の生産や花巻市の農畜産物等を加工した特産品の開発、環境に配慮した農業の取組・生産基盤と施設の整備に対する支援を行ってまいりたい。</p> <p>中山間地域については、中山間地域等直接支払交付金制度の継続による集落の維持を前提として、担い手を確保できる地域については生産性向上のための防護整備を実施し、担い手の確保が困難な地域については粗飼料生産への転換など、新たな農業形態への転換など地域の状況を踏まえ、農業者や関係機関等の意見を伺いながら必要な支援策を実施していく。近頃における農業者をどうく環境は、生産資材費の急激な上昇や異常気象の発生など厳しいものであり、農業生産の継続と安定した農業所得の確保に向けて、時宜に応じた施策を関係機関や団体と連携しながら取り組んでまいりたい。</p> <p>獣害対策について、野生鳥獣による市内の農作物被害の状況は、岩手県が毎年実施している野生鳥獣による農作物の被害状況調査による過去3年間の被害額は、令和3年度8,848万円、令和4年度8,786万円、令和5年度7,859万円となっている。</p> <p>被害の内訳は、農作物別では果樹の被害が一番多く、過去3年間の被害額は2億622万円となっており、次に稲の被害が多く2,475万円となっており、その他に麦類、飼料作物、野菜が被害を受けている。</p> <p>鳥獣の種類別ではニホンジカの被害が最も多く、過去3年間の被害額は8,551万円となっており、次いでカラスの被害額が7,587万円、ハクビシンの被害が4,751万円、ツキノワグマの被害が2,373万円、イノシシの被害が0,089万円となっており、その他ネズミやタヌキの被害も発生している。</p> <p>このような状況の中、市では有害鳥獣対策として生息頭数を減らす捕獲の取組を併せて行うことが重要であると考えており、捕獲の取組については、有害鳥獣による被害防止に向けて市が策定している花巻市鳥獣被害防止計画において、その年度の捕獲目標を定め、ニホンジカについては、令和2年度まで825頭だったところを令和3年度から1,040頭に、イノシシについては令和2年度まで20頭だったところを令和3年度から50頭に増やし、この目標を達成するため従来の箱わなやぐりわなの設置による捕獲に加え、通信機器を活用した箱わなの遠隔操作システムや、ぐりわな捕獲通知システムを導入するなど捕獲対策を強化している。さらに、6月市議会でICT遠隔監視・自動捕獲システムを活用したイノシシ用囲い巣を2基導入するための補正予算が可決されたことから、イノシシによる被害が多発する石鳥谷地区において1基を運用することとしている。まだ具体的にどこに設置すると決まってはいないが、遠隔操作で捕獲ができるシステムの開発を設置するところである。</p> <p>また、鳥獣による農林水産業等の被害を防ぎ、又は軽減することを目的として平成24年に花巻市鳥獣被害防止総合対策実施隊を組織し、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して捕獲活動を実施している。捕獲に関する国の交付金が、ニホンジカについては1頭あたりの単価が8,000円、イノシシについては1頭当たりの単価が成績は7,000円で幼駒が1,000円となっており、更に市では、国の交付金の交付対象頭数を上回った捕獲頭数分について、市単独で国と同額の補助をするとともに、国の交付金の市単独での補助額の嵩上げを行っており、令和3年度から嵩上げの額をニホンジカ1頭当たり4,000円、イノシシ1頭当たり5,000円、カラス1羽当たり200円を交付している。その他、カラスについては1羽当たり、国の交付金200円を交付していたが、令和4年度から市単独での補助額の嵩上げの対象となり、1羽当たり300円を上乗せ交付するとともに、令和5年度から国の交付金の対象にはハクビシンを加え1頭当たり1,000円を交付している。</p> <p>捕獲実績は、市全体でニホンジカは令和3年度1,612頭、令和4年度1,410頭、令和5年度7,387頭となっている。イノシシは令和3年度82頭、令和4年度70頭、令和5年度73頭となっている。カラスは令和3年度188羽、令和4年度349羽、令和5年度194羽となっている。ハクビシンは令和3年度68頭、令和4年度58頭、令和5年度85頭となっている。石鳥谷地区は、ニホンジカが令和3年度40頭、令和4年度9頭、令和5年度1頭となっている。イノシシは令和3年度29頭、令和4年度30頭、令和5年度17頭となっている。カラスは令和3年度39羽、令和4年度7羽、令和5年度は実績なしとなっている。ハクビシンは令和3年度1頭、令和4年度2頭、令和5年度1頭である。</p> <p>その他、花巻市鳥獣被害対策実施隊員の確保のため、今年度定員を140名を160名に増員するとともに、新規狩猟免許取得者に対し、補助率2分の1、網獵免許、第一種銃獵免許、第二種銃獵免許またはわな獵免許のいずれか1種類の免許取得の場合は上限5,200円、前述の4種類の狩猟免許のうち2種類の免許を取得した場合は上限を10,400円として狩猟免許取得費に対する補助制度を設けており、令和2年度が11件、令和3年度が14件、令和4年度が8件、令和5年度が7件の利用があつたところである。</p> <p>農作物等を守る取組は、鳥獣被害の防止に効果が認められるものとして全国各地で取り組まれている電気柵の設置を支援するため、市では電気柵設置者に対し、個人の場合、補助率3分の2、農業者1名以上を含む3戸以上の団体の場合、補助率4分の3、いずれも上限なしとして補助金を交付しており、その実績は令和3年度が73件、656万4千円、令和4年度が96件、1,339万9千円、令和5年度が119件、2,031万6千円、今年度は6月末日時点で105件、1,893万2千円となっている。</p> <p>電気柵は広範囲に設置することで、被害防止効果を高めることができ期待できるが、これまでに補助対象者を市内在住者に限定しておらず、市外在住者の土地がある場合、広範囲での設置ができず被害防止効果を高めることができないケースがあったことから、今年度この問題を解決するため、補助対象者に市内に土地を有している市外在住者を追加し、制度の拡充を図ったところである。</p> <p>また、新たな取り組みとして、熊の誘引物となりうる不要な果樹を除去するため、柿の木と栗の木の伐採経費に対する補助制度、狩猟者の確保に向けた取り組みとして銃獵を行なう狩猟者の必需品であるガンロッカーと装弾ロッカーの購入費用に対する補助制度を創設したところである。自身での伐採は、1本当たり2000円、業者に依頼する場合は1本当たり15万円という上限があるが、費用の補助をするので、収穫する見込みがない柿の木、栗の木については、被害防止のために伐採を検討いただければと思う。さらに、中心市街地に侵入する熊の侵入経路を特定すること、中心市街地に侵入した場合の早期発見・早期追い払いのため、熊がカメラに映った際は市の担当者に知らせが入るシステムのAIカメラを30台導入し、熊の移動経路と連絡される場所14カ所に28台のカメラを設置した。このうち、石鳥谷地区には2カ所(葛丸川沿い)に計4台設置しているが、6月市議会において、カメラを10台増設するための補正予算が可決されたことから、必要に応じてカメラの増設を検討していく。熊の出没頻度が多く経路等が分かる場合は、農林部に連絡いただきたい。</p> <p>その他、市が任用した有害鳥獣対策アドバイザーが各地域に出向き、地域ぐるみの電気柵設置について、希望する集落に設置方法等を提案するなど、鳥獣被害対策に関する研修会を行っており、令和4年度は6地区で7回、令和5年度は19地区で20回、今年度は6月末現在で1回実施している。このような研修会の場に地元の獣友会の会員の方にも同席していただき、地域の実情に応じた取組について話し合いをしていただいている、その内容を踏まえつつ必要な対応策を講じてまいりたいと考えている。</p>	

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
42	R6.7.22	市政懇談会	大瀬川	建設部	道路課	前期アクションプラン2-2-1-(1)道路の整備・維持管理について	今年度の大瀬川地区道路整備計画についてお聞きしたい。	今年度の大瀬川地区の整備計画については、新規路線として以前から要望があり、現在圃場整備事業を予定している箇所で、市道旧大瀬川(1)線ほか2路線の道路拡幅事業を実施する計画である。 全体整備延長が2,070m、計画幅員が6.0mで、内訳は旧大瀬川(1)線が1,600m、旧大瀬川(2)線が320m、ご釧森線が150mで、今年度は整備区間東側を起点として、起点から西側へ1,000mの測量調査設計業務委託を令和6年6月10日に契約し、工期が令和7年3月21日までとなっている。 現在は測量作業を行っており、今後は道路線形案が決定した後には基本説明会、道路の高さや側溝などの構造物が決定した後には、詳細説明会を開催する予定である。 また、市道向線の葛丸川に架かる木の宮橋について、橋梁老寿化事業を実施する。橋長が28.91m、幅員が4.6mの橋架の支承や伸縮装置、排水管の取り換え、橋桁の塗り替えを実施する予定であり、令和7年3月迄の工期で現在入札準備中である。今年度の事業計画は、この2点である。工事の際は、交通規制などありますので、ご理解とご協力いただきたい。
43	R6.7.22	市政懇談会	大瀬川	建設部	建築住宅課	前期アクションプラン2-2-3-(4)管理不十分な空き家等の対策について	空き家に対する市の対応策と地域で可能な対策はあるかお聞きしたい。 獣の住処になるのではとの懸念があるが、地区で出来る対策等があるかお聞きしたい。	増加する空き家と管理の問題について、市では「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、平成28年に花巻市空き家等対策計画を策定しており、市内の空き家は令和6年3月31現在で1,115件確認している。花巻市空き家等対策計画に沿った取り組みとしては、毎年、所有者等が自ら管理する必要があることを認識していただいため、固定資産税の通知の際に、所有者の責務に関するチラシを同封し、注意喚起を促している。また、空き家敷地内から隣地や道路などに草木が越境しているなど、通報をいただいた場合は、職員が現地を確認し、所有者に対し適正な管理を促す文書を送付しており、その際には空き家バンクへの登録や、草刈等の管理業務を行っているシルバー人材センターのチラシを同封して所有者等が自ら対応していくべく方法を周知している。さらに、司法書士会、建築士会等の専門団体と連携して、空き家の相談窓口を設けており、毎年8月には2日間、空き家の無料相談会を開催し、昨年は24組の方から相談があり、今年も8月9日、10日の2日間、花巻市文化会館を会場として開催し、売却、相続についてなど多種にわたる空き家問題についての相談を受けることしている。空き家の解体等に対する支援については、危険な空き家の減少を目的として、平成30年からは国の補助制度を活用して、倒壊の恐れがあるなど危険な状態の空き家等の除去費の一括(上限50万円)を補助する「老朽危険住宅除却補助金」制度を設けている。また令和3年度からは、市独自の支援として、空き家等の場所に住宅や店舗などを新築することを条件に空き家等の解体費の一部を補助する「花巻市空き家等解体活用事業補助金」制度を新たに創設し、令和6年6月1日までの約2年半で、31件の事業認定をしている。この制度は、市内全域が対象で、解体費の2分の1で上限40万円、更に昭和56年5月31日以前の建物、いわゆる旧耐震基準のものには10万円を加算して、上限50万円となっている。 また、保安上放置しておくと危険なもの、衛生上有害なものなど、管理が不適切なものを、空き家等対策の推進に關する特別措置法に基づいて特定空き家等に指定することとしている。これまで、特定空き家等として指定したものは2件あり所有者に対し、しっかり管理するよう勧め、指導を行っており、是正されない場合は勸告を行い、固定資産税の住宅用地の特例を外す等の措置を行い、それで改善されなければ行政代執行により市が解体を行える可能性もあるが、できるだけ所有者にしっかりと管理をしていくよう指導している。その結果、特定空き家等2件のうち1件は所有者によって解体が行われた。特定空き家等に指定する場合、所有者等による是正がなされないと管理を怠ることになるが、個人の財産に巨額の市税を投資すること、その費用回収が見込めないことが殆どであるため、特定空き家等の認定については慎重に対応する必要があると考えている。 なお、国では、昨年12月に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」の一部を改正し、このうち改正法で新設した区分「管理不全空き家」について、どのような物件が該当するか市が判断する際の具体的な基準を作成中である。改正法は、放置すれば周囲に著しい悪影響を及ぼす「特定空き家」になる恐れがある物件を、「管理不全空き家」と規定し、市から除却または修繕するよう勧めを受けた場合、住宅用地に対する固定資産税の軽減措置が適用されなくなるなど、今後、空き家対策を進める方向になると考えられる。現在どのような物件が該当するか、市が判断する際の具体的な基準を内部の方で作成しているところである。 地域で可能な対策の事例としては、将来的に空き家となることが想定される家屋も含め、管理不全な空き家の発生を抑制するために、自治会等と空き家の所有者等が相互に連絡を取り合える関係を築いておくことや、空き家を地域で活用することなどが考えられる。そこで、空き家の所有者等が不明な場合は、市が手紙等で連絡することもできるので、そのような案件がある場合は、建築住宅課までご相談いただきたい。
44	R6.7.22	市政懇談会	大瀬川	地域振興部	定住推進課	前期アクションプラン5-2-2-(1)移住・定住の推進について	一層の地域活性化を推進したいが、地域おこし協力隊の受け入れ方法などお聞きしたい。	市の地域おこし協力隊は、平成27年度から現在まで32名の隊員が着任し、このうち現役の隊員は12名となっている。 隊員の働き方について、国では、会計年度任用職員として活動する任用型隊員と地方自治体が隊員と委託契約を締結する委託型隊員が示されており、本市においても、令和5年度から任用型隊員と委託型隊員2つの形態とし、隊員が働き方を選択できる仕組みを整えており、任期は、いずれも原則3年間で、それぞれにテーマを持って活動している。 任用型の隊員は、現在8名おり、定住推進課に2名、大迫総合支所地域振興課に5名、東和総合支所地域振興課に1名が在籍している。委託型の隊員は現在4名おり、花巻地域と大迫地域を中心に活動している隊員が各地域1名ずつ、東和地域を中心している隊員が2名いる。 活動テーマとしては、「里山・森林保全を学びながら、デザインで地域の情報発信に貢献!」大迫地域でぶどう栽培技術を磨いて、ぶどう農家として就農!「田瀬湖周辺資源を活用した地域おこし」「成島和紙に関連する伝承活動及び花巻伝統工芸における新商品開発」などがある。 本市では、昨年度「花巻市地域おこし協力隊カルチャーデック」を作成し、市ホームページにて公開している。この「カルチャーデック」とは、企業などにおいて組織の価値観などを明記したもので、本市のこれまでの経験から、市や地域、隊員が価値観を共有して隊員同士の連携や成果の向上につなげたいこと。今後、隊員を志望する方に向けて、令和5年度の隊員が大切にする価値観などを知つていただくことで、着後のミスマッチを防ぐ狙いがある。カルチャーデックの内容は、現役隊員やOB・OG、担当課職員が意見を出し合って作成し、「花巻に来た協力隊員には幸せになってほしい」との想いを大切にしながら、隊員が大切にする価値観として、自分の「やりたい」気持ちを大切にすること、仲間と協力し活動を進めることなどを盛り込んでいる。採用にあつては、年度ごとに各課を通して、協力隊募集の希望やテーマを募り、内容について精査や練り上げを図った上で、テーマ化したものについて募集を行っている。 また、隊員志望者や、地域の方、担当職員などが参加する年5回程度のオンラインサロンを開設しており、隊員志望者がこのサロンへの参加を通じて、着前に地域について知つていただき、その上で協力隊を志す方については、採用試験を行い、合格すれば採用という流れを作っている。 市としては、隊員が任期中や退任後も活動していくよう、サポートに努めているが、本市のカルチャーデックにもあるように隊員の活動は「やりたい」気持ちファーストであり、その活動が「多くの地域の方々に支えられ形になっていくもの」と認識しており、皆様のご支援やご協力をお願い申し上げる。 地域おこし協力隊をお招きする際のアドバイスとして、地域おこし協力隊の採用に関しては、年度ごとに各課を通じて協力隊員の希望やテーマを募り、内容について精査や練り上げを図った上でテーマ化したものについて募集を行っている。テーマが決まらない場合には隊員になろうとする方も応募のしようがないということで、地域の解決したい課題またはテーマ等がある場合は、定住推進課または石鳥谷総合支所に相談いただければと思う。それから、縛ることはできないが、最終的には隊員は任期を終えた後も花巻に定住して、花巻で幸せになつてもらいたいという大きな目的がある。その際には地域の受け入れ体制も重要な要素なので、御協力をお願いしたい。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
45	R6.7.22	市政懇談会	大瀬川	建設部	建築住宅課	空き家対策について	市では空き家所有者に文書を出すことだが、職員がお出向いてアドバイスできないものか。	<p>【建設部長】 草木が道路にはみ出している場合は、当然道路管理者である市や県や国が指導できるが、隣地であると民間になるので、市が権限を持って指導するということは難しいが、まずは相談いただきたい。</p> <p>【建築住宅課長】 空き家の所有者に関して、当該家屋には不在であることから、我々が出向いていくことは難しい。固定資産税の納税者等の情報等を調べた上で、手紙を出すこととしている。電話番号は分からないので、直接電話することも難しいが、花巻に住んでいる方であれば出向いてお話をしたこともある。地域で困っているので何とか対応してもらえないかという話をさせていただいたことはあるが、空き家の所有者は市外や県外にいる方が多いので、必ずしも会ってお話をすることは難しい。第一段階として手紙を送り、何かしらの反応があるを見ながら、対応していくたいと思っている。 先ほど建設部長が説明したとおり、民民の話の場合、法律も変わってきており「木を切ってほしい」と言って、相手が切らなかった場合は切れるようになっている。以前は根の部分は良いけど、枝は駄目という話があったが、法律も変わったので、司法書士と相談していただきたい。</p>
46	R6.7.22	市政懇談会	大瀬川	建設部	建築住宅課	空き家の解体について	空き家の解体について、特定空き家の制度もあるが、田舎だと田んぼの中に空き家がある場合などがあり、隣の家に支障があるというケースは現実的に少ないと思う。 所有者も分かっているが、壊すお金がないという場合に、特定空き家に指定もできない事から行政代執行も出来ないといふこともあると思うが、朽ち果てていく建物をそのまま残しておくのも景観上良くないので、そういう場合についても相談に乗っていただきたい。	空き家の解体は所有者の方の悩みとなっており、壊したいという方も多数いらっしゃる。その意向も踏まえて、解体に関する補助金を設けており、老朽危険住宅という地域でも困っているような危険な空き家について、解体費を上限50万で補助している。また、空き家を譲りても、空き地となって草が伸びるという問題も発生するので、そこに住んでいただるために、空き家を解体し、住宅や店舗、アパートなどを新築した場合に解体の補助金を交付する空家等解体活用補助金も設けている。 また、建物が老朽化する前に、住まないのであれば売っていただくことも大事である。民間の売買で難しい場合は、空き家バンク制度というのもあり、全国から花巻市に移住してくる方に空き家を提供することも行っている。まずは所有者の方にそういった意識を持っていただく必要があるので、情報発信をしていくことが大事だと思っている。
47	R6.7.22	市政懇談会	大瀬川	地域振興部	定住推進課	地域おこし協力隊について	仮にテーマが決まった場合に、今から市にお願いをして、順調にテーマに沿って手が挙がったとしたならば、来年の今頃には着任する見込みというのは不可能ではないのか伺いたい。	テーマについて、大瀬川地区に関することであれば、最終的には石鳥谷総合支所地域振興課に配属されることとなると思うので、地域振興課にご相談いただきたい。テーマが決定した後は、募集をすることになるが、各自治体でも様々取り組んでいるので、応募がないこともあります。また、応募があった場合でも、面接の結果、テーマの実行が難しいと判断される場合には、採用とならないこともある。 一番大事なことは、そのテーマが地域おこし協力隊のやりたいことかどうかである。市では、花巻に来た地域おこし協力隊に幸せになってほしいという想いを持っている。募集テーマによって、地域の方が地域おこし協力隊をサポートする、その方を幸せにするという強い気持ちがないと、なかなか上手くいかない。せっかく協力隊として来ても、誰も構ってくれない、誰もサポートしてくれないという状況では、うまく着任できない。また、地域おこし協力隊として来られた方には任期後の3年後も花巻にいていただきたいという想いがある。そうするために、テーマや生業についても考えていかなければいけない。テーマが生業としていけるものかどうかということ、今後考えていかなければならない。どうすれば地域おこし協力隊が幸せになれるか、どうすれば3年後も食べていけるか、そういうことも含めて考えていくことになる。その点も含めてご協議していただければと思う。
48	R6.7.22	市政懇談会	大瀬川	地域振興部	定住推進課	地域おこし協力隊について	今考えているのは、任用型ではなくて委託型と思っており、可能であれば3年後の任期終了後には、受け入れ側で働いていただけると思う。こちらのやつてもらいたいことだけを押し付けると、最悪の事態になりますので、やってもらいたいことと、来る方がやりたいことが重複する部分を見極めてテーマを決めていきたいと思っている。	委託型は、単なる労働とかではなく、市で委託することであるので、例えば庭木を切ってほしいなどということではなくて、公共性、公益性のある事業について委託する形になる。委託する内容の仕様書を作り吟味していくので、今後希望があれば協議していくこととなる。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
49	R6.7.22	市政懇談会	大瀬川	教育部 大迫総合支所	文化財課 博物館 地域振興課	文化財の保護について	文化財の保護と活用の観点で提案である。令和8年は、早池峰神楽が国指定重要無形民俗文化財第1号に指定されてから、50年に当たる。また、花巻市内には、県指定無形民俗文化財の神楽が8件、市指定無形民俗文化財が21件あるが、この節目の年に、花巻市博物館で花巻地方の神楽の企画展示をしてはどうかという提案である。 神楽に限らず、民俗芸能を継承していくのは難しい時代にあると感じている。実際、石鳥谷神楽協会に所属している6団体のうち、昨年石鳥谷神楽大会に参加したのは3団体にとどまった。しかし、無形民俗文化財は地域の財産としてどんな形であっても継承していくべきだと考えている。遠野市附馬牛町大出早池峰神社があるが、先週その宵宮祭に遠野神楽団体の一員として神楽を演じる機会があった。その時は、県内はもとより、他県から多くの来訪者が見られ、早池峰山を中心とする神楽には根強いファンがいるということを改めて実感した。博物館での企画展示の際には、神楽団体が持ち回りで公演することも可能だと思う。花巻市だからこそできる魅力ある催しではないか。花巻の郷土芸能の魅力を広く県内外に伝え、早池峰神楽の魅力を発信できることを願っている。	早池峰神楽については、10年に一度、全国神楽大会を開催してきた経緯があり、この大会について現在、様々検討中と伺っている。お話しいただいた企画については、内容によってどのような規模でやるかということも含めて、博物館でということではないか、実施する可能性はあると思っている。また、博物館の展示については、全国的な企画展については内々で協議していることもあるかと思うが、独自の展示については、まだ白紙状態だと思うので、本日のご意見は博物館に伝える。
50	R6.7.22	市政懇談会	大瀬川	農林部	農村林務課	現地確認等に対する御札について	大瀬川橋と富沢橋の間の葛丸川では木が覆っており、獸の通り道になっているということで、農村林務課に相談したところ、現地に足を運んでいただき、状況を確認いただいた。 地域で花巻土木センターに相談に行った際にも同行していただき、市としても重大な問題と考えていることをお話ししていただいた。その結果、県管理部分の支障木について、8月末から刈り払いをしていただくこととなりたので、御札を申し上げる。	当日のコメントなし
51	R6.7.26	市政懇談会	笹間	農林部	農政課 農村林務課	スマート農業がしやすい圃場整備について	笹間地域の農業法人は他地域に比べて数は少ないが、若い方が就農している大規模農家がある。大規模農家は農業機械が大型で効率良く作業するために自ら畦畔を取り払い、圃場を大きくしている。 現在、太田・轟木地区で圃場整備が進められており、ある農家は畦畔の草刈りが将来ロボットを導入できることで大変楽になると話している。 若い人達がスマート農業による就農を目指しやすい環境づくりが望まれる。 水田は大型農機での効率的作業、畑作地帯は水利費の削減ができるという効果が期待できる。 こうしたことから、行政主導で水田地帯と畑作地帯に分けた圃場整備を望んでいるが、市では今後どのように計画しているのか。	はじめに、スマート農業による就農を目指しやすい環境づくりに向けた本市の取り組みについて、本市では、農作業の省力化や効率化につながるスマート農業の推進に向けて、平成28年度から平成29年度にかけて、東北地域の自治体では初めてRTK-GPS地上基地局を市内4か所に設置し、スマート農業機器の導入経費や農業用ドローンの教習費用の一部を補助する市単独事業「農業用ロボット技術・ICT機器導入支援事業」による支援を行ってきた。この補助事業の活用件数については、令和元年度は19件、令和3年度は30件、令和4年度と令和5年度はそれぞれ37件と増加傾向にあるほか、スマート農業技術に対する市内の農業経営者の関心も高まりつつあることから、今後ともスマート農業技術の有効性に関する情報発信に努めつつ、その導入支援について取り組んでまいりたいと考えている。 次に、水田地帯と畑作地帯に分けた圃場整備についてのお尋ねについて、まず、圃場整備事業により整備する農地は水田あるいは水田の機能を有する転作作物を作付する畠として整備することが必要であり、水田の機能を有しない畠として圃場整備はできないことについてご留意願いたい。その上で、水田地帯と田の機能を有する畑作地帯に分けた圃場整備については、圃場整備計画に反映することができる所以で、地域の要望を事業計画策定時に土地改良区や県にご相談いただきたい。 笹間地区においては、轟木地区は豊沢川土地改良区、轟木地区以外の地区は岩手中部土地改良区の区域となるが、それぞれの土地改良区に水利費の賦課についてお聞きしたところ、水田として利用可能な田んぼに転作作物を作付する場合は、土地改良区の水利費が賦課されるとのことであった。また、水田として利用することが可能な田んぼあるいは水稻の作付が可能な田んぼに転作作物を作付して畠として利用している圃場を畠井的にも水田に戻すことなく、畠として利用することとする場合は、土地改良区の受益から除外する手続きをすることにより、その手続き以降、土地改良区の水利費は賦課されなくなるが、土地改良区に決済金を一括してお支払いいただくこととなる。 この決済金とは、土地改良事業で造成した農業用用水路などのかんかんい施設を将来にわたり維持管理していくため、土地改良区の受益地から農地を除外する場合に残った農地の受益者の過重負担にならないよう公平を保つ観点から、土地改良事業の受益者としてご負担いただく負担金のことを言う。決済金の算定方法は土地改良区ごとに異なるが、豊沢川土地改良区では、除外する農地の維持管理費等分として現在ご負担いただいている賦課金の25年間分、また岩手中部土地改良区では20年間分を一括納付いただくとのことであった。したがって、土地改良区の受益にあたる田の機能を有する農地を、田の機能を有しない畠とする場合においては、その決済金の支払いが生じるということである。詳細については、管轄する土地改良区にお尋ね願いたい。 圃場整備事業については、市が主導となり農地を整備していくものではなく、地域から土地改良区や県に要望することにより行われるもので、圃場整備の実施に向けて地域と土地改良区・行政の関係機関が協議を行いながら実施計画の策定を進めることとなるが、圃場整備後の農地の配置や作付けについては、地権者の意思を反映するなど地域の皆さんでご検討いただくこととなる。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
52	R6.7.26	市政懇談会	笛間	農林部	農政課	地域計画の策定状況について	地域では担い手が不足して困っている。国では、令和7年3月末までに地域計画を作成することを法制化したと聞いている。花巻市における地域計画の策定状況について、教えていただきたい。	花巻市においては、農協の農家組合単位で毎年集落農業ビジョンを作成いただいており、市内16地域分を取りまとめて、令和6年4月1日時点で地域計画として作成している。この地域計画については、集落農業ビジョンと同様に毎年度見直しを行うこととしており、見直しに当たっては、市や農協も地域に入って話し合いをしたいと考えている。
53	R6.7.26	市政懇談会	笛間	農林部	農政課	地域計画に関する相談について	地域計画の策定について、農協も関わっているとのお話しであったが、どこに相談すればいいのか。	地域計画は市で策定する計画であるので、市に相談いただきたい。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
54	R6.7.26	市政懇談会	笛間	農林部	農村林務課	害獣対策について	<p>笛間地区は他の地域より熊、猪、ニホンジカ等の出没が多く、人、農作物への被害も深刻な問題である。ここ数年で、特に尻平川、横志田地域の猪による農地を荒らされる被害も拡大している。</p> <p>花巻市では今年度市内30か所にAI搭載の監視カメラを設置したが、当笛間地区では日常頻繁に熊の目撃情報があるものの、地域住民が目撃情報を通報していないため、目撃情報が少ないと理由から設置が無いと聞いた。</p> <p>実際に、熊による人の被害も出ている地域だが、今後、市ではどのような対策を講じるつもりかお尋ねしたい。</p> <p>市内の小中学校の全生徒に熊除け銃は配付されているが、笛間地区では通学路にも熊が出没しており小中学生の登下校で熊飼だけでは安心できない。命に関わる現状を考えると、通学路にもAI搭載監視カメラの設置等早急な対策を講じて頂きたい。</p> <p>また、地域住民が害獣を目撃した場合、どんな行動を取って欲しいのか市の考え方をお聞きしたい。</p> <p>さらに、市では熊・猪・ニホンジカ等の有害獣による被害防止の電気柵設置にかかる費用を補助しているが、猪は田の畦間に穴を開け荒らすので、市内で電気柵設置により効果があった例があれば教えて頂きたい。</p>	<p>はじめに、野生鳥獣による市内の過去3年間の人身被害の状況であるが、熊によるものが、令和3年度は2件2名、令和4年度はなし、令和5年度は3件4名となっており、熊以外の野生鳥獣による人身被害は報告されていない。</p> <p>このような状況の中、熊による人身被害の防止対策として、市では熊が出没した際に、農村林務課あるいは各総合支所地域振興課が花巻警察署、消防署、教育委員会、有害鳥獣の捕獲活動を行うため市が設置している花巻市鳥獣被害対策実施隊や市の関係部署と連携し、目撃場所付近の保育施設、学童クラブ、学校、行政区長への情報提供を行うとともに、日中の警戒パトロール、広報車による広報活動を行っている。</p> <p>また、市街地等での熊の目撃情報が市に寄せられた際に、市ホームページで目撃場所を公開し、市公式SNS(フェイスブック、エックス)、コミュニティFM、東和有線放送で目撃情報を発信していることに加え、いわてモバイルメールによる周知のほか、行政区長へ情報提供し、近隣住民へ注意喚起をお願いしている。</p> <p>加えて、市では熊の出没時に市民の安全を図るために有害鳥獣対策支援員を任用して6月から5人体制で週3日(月・水・金曜日)、熊の目撃情報があつた地域を重点的にパトロールし、人身被害防止のための初動体制を強化している。例年、パトロールは6月から始まり10月末で終了するが、最近は出没の期間が長くなっているため、今年度も5月から11月頃までお願いする予定としている。また、市内の小・中学校の生徒への防ぼけ針配布、熊が教育施設付近に出没した場合、登下校時に合わせて、熊が出没した教育施設付近での市の有害鳥獣対策を担当する職員による立消し、消防署による警鐘を鳴らした巡回を行っているほか、借り上げバスや市所有の車両による児童生徒の送迎を行っている。</p> <p>さらに、熊が出没しやすい環境づくりとして、市では熊の生態に詳しい岩手大学の専門家の意見を参考に、花巻土木センターは、岩手大学の専門家の意見に基づき、JR鉄橋付近と不動橋付近の敷の草刈りを昨年11月13日から11月15日にかけて実施した。今年度も、引き続き国や岩手県に対し河川の草刈り等について協力いただくようお願いする。</p> <p>熊出没に対する体制強化として、有害鳥獣出没時の初動体制強化のため有害鳥獣対策推進員を新たに1名を任用しているほか、花巻市鳥獣被害対策実施隊の定員を160名に増員したことに加え、岩手大学の熊の生態に詳しい専門家を花巻市有害鳥獣対策参与として1名委嘱した。さらに、熊の誘引物など不要な果樹の伐採経費に対する補助制度、狩猟者の確保に向けた取り組みとして鉄獅子の装備品の購入費用に対する補助制度を創設した。果樹の伐採経費に対する補助率は1本当たり2千円で、補助額総額の上限はない。装備品の購入費用に対する補助制度については、第一種統制免許又は第二種統制免許を取得した日から翌々年度の末までの間にガソリンカッパーまたは抜弾ロッカーを購入した場合で、いずれも補助率は2分の1でガソリンカッパーの補助額の上限は30千円、中心市街地に侵入する熊の侵入経路を特定すること、中心市街地に侵入した場合の早期発見・早期追い払いのため、熊がカラマツに映った際は市の担当者に知らせに入るシステムのAIカメラを30台導入し、熊の移動経路と想われる場所14カ所に28台のカメラを設置した。また、6月市議会において、カメラを10台増設するための補正予算が可決されたことから、今後有害鳥獣対策参与や市が任用している有害鳥獣の生態などに詳しい有害鳥獣対策アドバイザーの意見を聞きながらカメラの設置場所について検討していくが、笛間地区においては現時点での移動経路が特定されていないこと、また各学校で生徒個々の通学経路は把握しているが、学区が広範囲にわたることを理由に通学路地図を作成していないことから、通学路のカラマツの設置につきましては、各学校と相談し必要に応じて検討してまいりたい。</p> <p>次に、野生鳥獣による農作物被害の状況であるが、岩手県が毎年実施している「野生鳥獣による農作物の被害状況調査」による市内の過去3年間の被害額は令和3年度8,848万円、令和4年度8,786万円、令和5年度7,859万円となっている。被害の内訳について、農作物別では果樹の被害が一番多く、過去3年間の被害額は20,622万円となっており、次いで稲の被害が多く、24,75万円、その他に麦類、飼料作物、野菜が被害を受けている。鳥獣の種類別ではニホンジカの被害が最も多く、過去3年間の被害額は8,551万円となっており、次いでカラマツの被害額7,587万円、次いでハクビシンが4,237万円、熊が1,089万円となっており、その他にネズミやタヌキの被害が発生している。</p> <p>このような状況の中、鳥獣被害の防止に効果が認められるものとして全国各地で取り組まれている電気柵の設置について、市では電気柵設置者に対し、個人の場合、補助率3分の2、農業者1名以上を含む3戸以上の団体の場合、補助率4分の3、いずれも上限なしとして補助金を交付しており、その実績は令和3年度が73件、656万4千円、令和4年度が96件、1,339万9千円、令和5年度が119件、2,031万5千円。今年度は6月末日時まで105件、1,893万2千円となっている。電気柵は広範囲に設置することで、より被害防止効果を高めることが期待できるが、これまで補助対象者を市内在住者に限定しており、市外在住者の地址がある場合に広範囲での設置ができず被害防止効果を高めることができないケースがあつたことから、今年度、この問題を解決するため、補助対象者に市内の土地を所有する市外在住者を追加し、制度の拡充を図ったところである。</p> <p>また、6月市議会で遠隔監視・自動捕獲システムを活用したイノシシ用囲い罠を2基導入するための補正予算が可決されたことから、イノシシによる被害が多発する笛間地区において1基を運用することとしている。</p> <p>最後に、住民が害獣を目撃した場合の行動について、どの地域にお住まいであっても、被害防止のため熊の目撃情報を市に提供していただくようお願いしたい。</p> <p>万が一、熊に遭遇した時は、遭遇が遠くの場合は落ち着いて静かにその場から立ち去るようにしていただきたい。熊が先に人の気配に気づいて隠れる、逃走する場合が多いが、もし気が付いていないようであれば存在を知らせるため、物音を立ててなど様子を見ながら立ち去るようにしていただきたい。大声をあげたり、急な動きをしたりすると熊が驚いてどのような行動をするか分からぬため、注意してほしい。</p> <p>遭遇が近くの場合は、まずは落ち着くことが大切である。熊が気づいて向かってくることがあるが、本氣で攻撃するのではなく、威嚇突進といつて、すぐ立ち止まつては引き返す行動を見せる場合があるので、落ち着いて熊との距離をとると立ち去る場合がある。熊は逃走するものを追いかける傾向があるので、背中を見せて逃げ出すと攻撃性を高める場合がある。そのため、熊を見ながらゆっくり後退するなど落ち着いて距離をとるようにし、慌てて走って逃げないようにしていただきたい。</p> <p>遭遇が至近距離の場合は、熊による直接攻撃など過激な反応が起きる可能性が高くなる。攻撃を回避する対処方法はなく、熊は上腕で引っ掻く、噛み付くなどの行動をとるが、熊は一撃を与えた後すぐ逃走する場合が多いとされているので、両腕で顔面や頭部を覆い、うつ伏せになるなどして致命的なダメージを最小限にとどめるようにしていただきたい。</p> <p>また、イノシシやニホンジカも人身被害の可能性があることから、背中を見せたり、走って逃げると向かってくることがあるので、むやみに近づかず、静かにゆっくりと後ずさりしながら離れるようにしていただきたい。</p>
55	R6.7.26	市政懇談会	笛間	農林部	農村林務課	熊の被害を出さないための対策について	<p>デントコーンというトウモロコシを栽培している。熊はお腹が減ると若いトウモロコシでも食べるが、サークルを作って、そこにトウモロコシを持ってきて食べるので、被害が出ることはほとんどないが、地域の方々には気をつけている。今年の場合は、お盆の頃から実が出てくると思う。</p> <p>住宅の近くでは熊の好むようなものは栽培しないよう気をつけており、従業員による見回りなどもしながら、地域の方々に危険がないよう意識して取り組んでいる。</p>	当日のコメントなし

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
56	R6.7.26	市政懇談会	笛間	農林部	農村林務課	熊へのGPSの装着について	昨年度、材木町で捕獲した熊を山奥に放したという報道があつたが、その際に、熊にGPSは付けたのか。 GPSを付けることで熊の活動範囲が分かると思うので、GPSを付けた方が良いと思う。	【農林部長】 昨年度、山に放した熊については、耳にタグを付けたが、GPSは付けていない。 材木町で捕獲した熊は山に放したが、捕獲した熊については、基本的に殺処分しているところである。 【市長】 昨年度、材木町で捕獲した熊を山に放したことについては、秋田で子熊を殺したことで全国的に大きな騒ぎとなったが、材木町で子熊を捕獲したことから、専門家に協力いただき、人間を恐いと思わせるような対応をした上で山に放したものである。このような対応は例外であり、基本的には殺処分をしている。 生かしてGPSを付けて調査をするということについて、調査をする体制を作ることは簡単ではない。 熊の数について、十分な調査は行っていないが、豊沢ダム周辺の熊の数が増えていることは間違いない。県では、熊の毛を採取して調査を行うヘアトラップを行っており、その結果、豊沢ダム周辺は県内でも極めて多い結果が出ている。花巻全体でどの程度熊がいるかということについては、県で調査を行っていない。岩手大学の先生が太田でヘアトラップ調査をしてくれたが、調査範囲を広げてほしいとお願いしても、なかなか対応いただけない。 先日、農水省の方に全国的な熊の数について調査をするべきだと話をしたところ、やるつもりだという話をいただいたが、具体的な話は現時点では出てきていない。 熊の数が増えて、山の環境の良い所に縄張りを作れない若い熊が、食料を求めて里に下りてきているのが実態であると思うので、対策としては、熊の数を減らす必要があると思う。 北海道ではヒグマの頭数を減らすということで取り組まれており、秋田県でも相当數を減らしている。岩手県においても捕獲の頭数を増やすこととしており、花巻市にも割り当てる。人に危害を与える可能性のある熊について、捕獲した際には殺処分するのが原則だと思う。
57	R6.7.26	市政懇談会	笛間	農林部	農村林務課	ハンターの減少について	熊が増えているのではなく、ハンターが減っているのではないか。	熊の頭数は増えていると思っており、捕獲した場合には殺処分しなければいけないと思っている。 ハンターの数が減っていることも間違いないが、簡単に増やすことはできない。 昔は山に入つていて熊を撃つ人も多かったが、現在はそういう人は減り、ほとんどは罠による捕獲となっている。 市では、狩猟免許取得の補助をしたり、狩猟免許の講習を花巻で開催してもらえるように県に頼むなど、ハンターを増やす努力はしており、その結果、鳥獣被害対策実施隊の人数は増えている。 様々な見解はあると思うが、市としては、熊が増えていることは間違いないことで、数を減らしていくしかないと思っている。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
58	R6.7.26	市政懇談会	笹間	地域振興部 商工観光部 健康福祉部	定住推進課 商工労政課 こども課	人口減少対策について	<p>花巻市の「まちづくり総合計画」では将来の人口は88,771人から20年後65,309人と大幅に減少すると推計しており、その一方で花巻市このこれまでの子育て支援や移住・定住の取り組みにより一定の成果を上げていると述べているが、具体的にはどのような対策をとってきたのか。また、一定の成果とは、例えばどのような成果か。</p> <p>そして、今後どのような対策を考えているのか、地域住民にはどのような動きをして欲しいのかを挙げて頂きたい。</p>	<p>昨年度までのまちづくり総合計画第3期中期プランに基づき、人口減少・少子化へ歯止めをかけ、安心して子どもを産み育てるため、医療費助成や保育料の負担軽減など妊娠・出産・子育て期までの切れ目のない支援を行い、重点戦略として人口減少対策に取り組んでいた。</p> <p>これまでの主な子育て支援の取り組みとしては、未就学児の医療費について完全無償化した。また、小学生から高校生までの医療費助成について、令和5年8月診療分からは所得制限を撤廃するとともに、現物給付を行ってきた。さらに、産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施し妊産婦の心身のケアを行い、不安解消を図ってきたことや、第2子以降の3歳児未満の保育料の無償化、第3子以降の副食費を、月額4500円を上限として全額助成など経済的負担の軽減などを行ってきた。</p> <p>移住・定住の取り組みとしては、主な施策として「子育て世帯住宅取得奨励金」と「定住促進住宅取得等補助金」の制度について取り組んできた。</p> <p>「子育て世帯住宅取得奨励金」は、子と同居する子育て世帯が住宅を取得し、2親等以内の親族と同居・または、2親等以内の親族とともにコミュニティ地区内に住居を取得した場合、もしくは立地適正化計画に定める居住誘導区域や市が定める生活サービス拠点内に住宅を取得した場合に30万円を、都市機能誘導区域に住宅を取得した場合は50万円の奨励金の交付を受けられる制度である。</p> <p>「定住促進住宅取得等補助金」は、県外から転入される方が空き家バンクを利用して住宅を取得・賃借し、市内に居住する場合、空き家の改修費用などを補助しており、売買の場合は上限200万円、賃貸の場合は上限100万円の補助金の交付を受けることが出来るほか、県外から転入した子育て世帯や市外から転入し新たに農業に従事する方が市内に住宅を新築または購入した場合も支援の対象となる制度である。</p> <p>その結果、花巻市の住民基本台帳に基づく人口動態のうち、転入が転出を上回る社会増が、平成30年度から令和3年度までの4年間続いている。令和4年度は減少から令和5年度は再び増加している。令和5年度の年代別社会増減をみると、22歳から24歳の若者の転出が増えているものの、25歳から39歳の転入が増えており、いわゆる子育て世帯の転入が増えている状況にあることから、子育て支援や定住促進などの各種対策が、一定の成果となって表れ始めていると捉えている。</p> <p>計画期間を令和6年度から13年度の9年間に亘る第2次花巻市まちづくり総合計画長期ビジョンでは、6つのまちづくり分野と、市におけるまちづくりに共通する課題として「人口減少対策」を最も重要な課題と捉え、6つのまちづくり分野の政策を横断的に推進する「重点戦略推進プロジェクト」として、「子ども・子育て応援プロジェクト」と「花巻で暮らそうプロジェクト」を設け、この2つのプロジェクトによる人口減少対策に取り組むことにしている。</p> <p>「子ども・子育て応援プロジェクト」は、本市の少子化傾向に歯止めをかけることを目指し、主な事業としては、妊娠・出産・子育てに関する相談・支援体制の充実として、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもに関する相談に一括して対応し、関係機関と連携しながら必要な支援につなげる体制の充実を図るため、母子保健機能と児童福祉機能を併せ持つ部署として、こども家庭センターを新たに設置した。</p> <p>また、妊娠・出産・子育てに係る経済的支援の充実として、令和6年4月から妊産婦医療費助成の所得制限を撤廃したほか、幼稚園及び保育園等の副食費の補助対象を第3子以降から児童へ拡充、ひとり親世帯に係る学童クラブ保育料の減免対象の拡大など経済的負担の軽減の取組を進めている。</p> <p>さらに、感染症の予防対策として、妊婦とこどものインフルエンザ予防接種費用の助成に加え、新たにおふくぼかぜの予防接種に係る費用の助成のほか、令和6年4月から、医師が必要と判断した不妊治療及び検査費用について、保険適用の有無に関わらず自己負担に対して支援する事業を開始した。このほかにも、周産期医療の維持確保や子育てしやすい環境の充実など各種事業を進めている。</p> <p>「花巻で暮らそうプロジェクト」の主要事業としては、「子育て世帯住宅取得奨励金」と「定住促進住宅取得等補助金」の拡充を図っている。</p> <p>その内容は、「子育て世帯住宅取得奨励金」制度にあっては、この奨励金の対象世帯において18歳未満の子が複数いる場合に2人目以降1人につき10万円を加算して交付するほか、人口減少が著しい大迫地域、東和地域に住宅を取得する場合には、奨励金額を30万円から50万円へ増額している。</p> <p>「定住促進住宅取得等補助金」については、対象世帯において18歳未満の子が複数いる場合において、2人目以降1人につき補助上限額を10万円引き上げたものである。</p> <p>また、「若者世代等空き家取得奨励金等」という制度もあり、39歳以下の方若しくは県外からの移住者が空き家を取得した際に、奨励金等を交付している。</p> <p>市では東京圏から移住し市内の事業所に就職した方に対して、国・県の制度を活用し、一定の要件を満たした方に自身であれば60万円、世帯であれば100万円の移住支援金を支給している。また、子育て世帯の移住者については、18歳未満の子を帶同して移住した場合には子1人につき100万円を加算している。</p> <p>本支援のほか、東京圏のみならず、岩手県外から花巻市へ移住し、市内事業所等に新規で就職し半年以上勤務された方に25万円を支給するUJターン者就業奨励金も市独自に支援している。これらは移住支援金と異なり、東京圏に限らず岩手県外からの転入者であれば利用できるものとなっており、より活用しやすい制度となっている。また、東京圏からの移住者で先ほどの国・県と協調した支援の対象となる方も併が可能となっており、その場合は10万円を支給している。</p> <p>現在、市内の各地区においては、コミュニケーション会議を中心に、市との協働により地域の自主的なまちづくりが進められているところであります。地域全体で子どもの健やかな成長を見守る意識を醸成し、若者の意見も取り入れながら子どもが健やかに成長できる環境づくりに期待している。</p> <p>また、ボランティア団体、NPO法人等による公益的活動など、市政への参画・協働が行われているが、人口減少に伴い行政も縮小していかざるを得ない将来を見据え、今後はさらにこのような団体等の参画・協働のまちづくりにより一層推進していく必要があるので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。</p>
59	R6.7.26	市政懇談会	笹間	総合政策部 地域振興部 商工観光部 健康福祉部	秘書政策課 定住推進課 商工労政課 こども課	人口減少対策について	<p>転入が転出を上回っているという話であつたが、笹間に住んでいるとその効果を感じられない。</p> <p>笹間の幼稚園に通う子どもの半分は街中から来ており、その理由を聞くと、小学校に上がる前に空気の綺麗などのような環境で過ごさせたいとのことであった。都会の方からすると魅力的なのだが、仮住まいするようなアパートなどもない。</p> <p>盛岡や一間に行くにも渋滞なく1時間もかからずに行ける良い場所だと思うが、ペッジダウンのような構想はないか。</p> <p>また、地域おこし協力隊の方を派遣いただいたくなど、笹間に目を向けてもらえるような支援をお願いできないか。</p>	<p>花巻市においては、転入してこられる方が転出する方を上回る状況が続いている。</p> <p>移住してきた場合の支援や医療費の支援を行っているほか、保育料についても、3歳児から5歳児は国からの支援があるが、3歳児未満についても40%を市が支援しており、第2子、第3子への支援も合わせると60%近く保育料の支援を行っている。さらに、保育園の数も増えており、学童保育も充実していることから、子育てしやすい市であると言われている。北上市も追いついているところが、全体的に花巻市に劣っていないということで、花巻市を選ぶ方も多いと聞いています。</p> <p>しかし、お話をあたったように、地域によって偏りが生じている状況である。大迫地域は昭和30年代には1万2千人近くの人口であったが、現在は4千数百人となっており、生まれる子どもの数も年に8人程度となっている。湯本、湯口、太田、笹間地区でも人口は極めて減少している状況である。</p> <p>理由の一つとして、昭和29年に合併した当初から農業を重視してきたことから、土地のほとんどが農業振興地域内農用地区域となっていることが考えられ、このことから住宅の開発はほとんど認められない状況になっている。高速道路の東側でさえ、農振除外すべきであると県に相談しても認められない。坂に笹間に住宅団地を造るということで県に相談したとしても、まだ場所はあるということで認められないのです。住宅団地を作ることは極めて困難である。現在整備を進めている花南地区の産業団地についても、農振地域でないスマートインターの東側に整備をしているというのであり、花南地区においても農振地域以外の地域で住宅用地ができるようところはない。</p> <p>地域おこし協力隊については、市からこれをしてほしいとお願いしているのではなく、花巻市でこういったことをしたいという想いを持った人に来ていただいているので、和紙を作りたいということで東和に行っている方や、ブリウやワインを作りたいということで大迫に行っている方などがいる。笹間の場合を考えたときに、農業をやるということはなかなか難しい。野菜や果樹は収入は良いが、人手がいるということで、なかなかやる人は見つからない。花巻のリンゴはかなり評判がいいが、それでも生産が減っている状況である。こうした状況において、何かをやることで坂間の人口を増やすということは難しいと思う。</p> <p>高齢者の数は今後減少していくとされており、現在65歳以上の人口は減少しているが、7年程経つと75歳以上の人口も減少していく。そうすると、高齢者向けの施設も様々あるが、10年後、20年後は余ってく。また、保育園についても相当早い段階で余り始めると思われる。</p> <p>市としては、そうした状況の中、花巻市に住みたいという人を外から引っ張ってこれるようにしなければいけない。先ほどもお話ししたとおり、現在は転入の方が多い状況となっているが、今後も継続していく必要がある。</p> <p>人口の絶対数でいえば、結婚する人も少なく、女性については都会に出ると戻ってこない傾向にある。男性は18歳から22歳で県外に出ても、30歳を過ぎた頃に戻ってくる人も多いが、女性は戻ってくる人が少ないというのが全国的な傾向となっている。そうすると、合計特殊出生率を上げても、若い女性が少なければ生まれる子どもの数は増えないという状況となる。</p> <p>市全体として人口を確保するための取組を行っていく必要があります。中心市街地の活性化をしていく必要があると感じている。</p> <p>また、例えば笹間地区に2親等以内の親族が生んでいる場合で、近くに住宅を作る場合には金銭的な支援をすることとしており、30万円程度の金額にはなるが、利用者はそれなりに多くなっている。十分ではないかもしれないが、こういった支援をしながら、人口を増やしていくための取組を行っているところである。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
60	R6.7.26	市政懇談会	笛間	地域振興部 建設部 健康福祉部	定住推進課 建築住宅課 長寿福祉課	人口減少対策について	<p>花巻市、笛間地区の独居老人世帯や空き家は増加傾向にあるが、それぞれ現在はどうのくらいあるのか、その支援体制はどのようにしているのか。</p> <p>また、地域の対応をどのように望んでいるのかを率直に示していただきたい。</p>	<p>【健康福祉部長】 笛間地区における高齢者の状況について、笛間地区の高齢化率は、令和6年3月末現在で42.43%となっており、5年前の平成31年3月末の37.91%と比較すると、4.52ポイント上昇している。(以下、各年3月末の状況) また、ひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯の総世帯に占める割合は、令和5年3月度は33.53%となっており、平成30年度の26.38%と比較して7.15ポイント上昇している。 市の高齢者支援の取り組みについて、見守り支援として民生委員児童委員による見守りのほか、市では花巻市社会福祉協議会へ委託により市内に10名の地域福祉訪問相談員を配置し、本人の同意のうえで登録する「要援護者等あんしんカルテ」登録者のほか民生委員と情報を共有し、支援や見守りが必要な地域のひとり暮らし高齢者等を訪問している。 また、市と協定を締結した民間事業者と連携して、「高齢者等見守りネットワーク事業」を実施しており、宅配などを行う22の民間事業者が、業務中に高齢者世帯等の異変を察知した時に市の担当者に連絡、場合によっては救急車の手配や警察への通報を行うこととなっている。 地域における見守り支援としては、介護予防・日常生活支援総合事業において「ご近所サポーター事業」を実施しており、要支援者等を対象に、地域団体等に所属する住民ボランティアが、掃除やゴミ出し、除雪、通院・買い物への付き添い支援等を提供している。笛間地区では、「ご近所サポーター事業」として除雪支援を行っていただいている。 機器を活用した見守り支援としては、「緊急通報装置」及び「見守り機能付き服薬支援装置」の貸与を実施している。 「緊急通報装置」は、緊急ボタンを押すと自動的にあらかじめ設定している緊急連絡先等に通報する機器であり、「見守り機能付き服薬支援装置」は、設定時間に一包化した薬が送出され、送出後一定時間を過ぎても確認ボタンが押されないと、あらかじめ設定している連絡先に電話連絡が行われる装置である。 このほか関係機関による見守り事業として、花巻市社会福祉協議会において「ご近所さん隊事業」として65歳以上の高齢者のうち、特に毎日見守りが必要と思われる方をご近所の方々による見守る活動を実施しているとのことであった。 在宅高齢者の生活支援としては、家族等の援助が得られない概ね65歳以上の高齢者のみの世帯または準じる世帯等で介護認定等を受けている方を対象に、花巻市シルバー人材センターへの委託により、家周りの手入れ、除草、家屋内の整理整頓、窓拭き、除雪等の軽易な日常生活上の援助を行う「軽度生活援助事業」を実施している。花巻市シルバー人材センターの規定料金(1時間あたり1,469~1,533円。作業内容により異なる。)のうち、市が委託料として1時間あたり1,082円を負担している。規定料金から委託料を差し引いた額は利用者負担となる。 交通費の支援としては、「高齢者福祉タクシー等事業」を実施している。対象は、運転免許もしくは車やバイクを所有していない、ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の80歳以上の方で、市内のタクシーのほか、予約乗合バス及び予約乗合タクシー、市内発着路線バス、市街地循環バスを利用できるタクシー等助成券12,000円分を交付している。 また、通院にかかる交通費の支援として、通院時のタクシー利用料金を助成する「高齢者通院時交通費助成事業」を実施している。対象者は、80歳以上で一人暮らしの方、または高齢者のみの世帯の80歳以上の方、または日中独居となる80歳以上の方のうち、自家用車等の交通手段を持たない方となる。助成額は、自宅から医療機関、または、医療機関から自宅への移動に利用したタクシー料金のうち、1回(片道)の支払額が1,000円を超えた場合、その超過額分となっており、助成金の限度額を自宅から医療機関までの距離に応じて、一人当たり年間30,000円を上限としている。 そのほか地区独自の取組みとして、湯口地区では、民生委員と社会福祉協議会、地区的社会福祉法人が連携して、ひとり暮らし高齢者等を対象とした「買い物サービス」を平成30年度から実施している。これは、社会福祉法人の車両を活用して買い物バスを月1回運行するもので、参加者の取りまとめを社会福祉協議会が、買い物の際の付き添い等を民生委員が担い、それぞれ役割を分担して実施しているとお聞きしている。 広い面積を有する市では、地域や地区毎に環境や状況が異なり、それに伴い課題も異なるため、「ご近所サポーター事業」のほか、湯口地区的買い物支援活動のよう、地域の課題を地域で解決していく取組は、今後ますます重要なになっていくと考えており、市としても、花巻市社会福祉協議会、地域包括支援センターや各地域コミュニティ会議等、関係機関・団体と連携して、地域における支援体制へ支援していく。</p> <p>【建設部次長】 増加する空き家と管理の問題について、市では「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、平成28年に花巻市空き家等対策計画を策定している。 市で行っている取り組みとしては、毎年、所有者等が自ら管理する必要があることを認識していただくため、固定資産税の通知の際に所有者の責務に関するチラシを同封し、また、空き家敷地内から隣地や道路などに草木が越境しているなど、通報をいただいた場合は、職員が現地を確認し、所有者に対し適正な管理を促す文書を送付しており、その際にには空き家バンクへの登録や、草刈等の管理業務を行っているシルバー人材センターのチラシを同封して所有者等が自ら対応していただく方法を周知している。さらに、司法書士会、建築士会等の専門団体と連携して、空き家の相談窓口を設けている。毎年、8月には2日間、空き家の無料相談会を開催しており、今年も8月9日、10日の2日間、花巻市文化会館を会場として開催する。 また、危険な空き家の減少を目的として、平成30年からは国の補助制度を活用して、倒壊の恐れがあるなど危険な状態の空き家の除去費の一部(上限50万円)を補助する「老朽危険住宅除却費補助金」制度を設けている。また令和3年度からは市独自の支援として、空き家の場所に住宅や店舗などを新築することを条件に空き家の解体費の一部を補助する「花巻市空き家等解体活用事業補助金」制度を新たに創設し、令和6年6月1日までの約2年半で、31件の事業認定をしている。この制度は、市内全戸域が対象で、解体費の2分の1で上限40万円、更に昭和56年5月31日以前の建物、いわゆる旧耐震基準のものには10万円を加算して、上限50万円となっている。 保安上、放置しておくと危険なもの、衛生上有害なものなど、管理が不適切なものも、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて特定空家等に指定することとしている。これまで、特定空家等として指定したものは2件あり所有者に対し、しきりに管理するよう助言、指導を行っており、是正されない場合は勧告を行い、固定資産税の住宅用地の特例を外す等の措置を行う。それでも改善されなければ行政代執行により市が解体を行う可能性もあるが、できるだけ所有者にしっかりとした管理をしていただくよう指導している。その結果、特定空家等2件のうち1件は所有者によって解体が行われた。 地域で可能な対策の事例としては、将来的に空き家となることが想定される家屋も含め、管理不全な空き家の発生を抑制するために、自治会等と空き家の所有者等が相互に連絡を取れる関係を築いておくことや、空き家を地域で活用することなどが考えられる。その中で、空き家の所有者等が不明な場合は、市が手紙等で連絡することもできるので、そのような案件があれば、建築住宅課までご相談いただきたい。</p> <p>【地域振興部長】 花巻市では空き家バンクを運営しており、移住定住ポータルサイト「いいトコ花巻」や全国版空き家バンクのサイトで花巻市内の空き家を発信している。また、空き家バンクに登録された空き家が成約に至った場合、その空き家の所有者に奨励金として10万円交付している。 市では、空き家の空き家バンクへの登録について、固定資産税納税通知書へのチラシ同封や、広報はなまきや花巻市ホームページでの周知などに取り組んでおり、空き家になってしまったすぐ登録をしていただくようお願いしたい。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
61	R6.7.26	市政懇談会	笹間	地域振興部 健康福祉部	定住推進課 こども課	市の支援策等に関する資料について	市の行っている様々な支援についての説明があつたが、簡潔に分かるような資料があれば良いと思う。	子育て支援については、配布用の冊子を作成している。 移住・定住に関する支援についてはホームページには一覧で載せているが、冊子としてあった方が良いと思うので作成に向けて検討したい。
62	R6.7.26	市政懇談会	笹間	地域振興部 財務部	地域づくり課 契約管財課	笹間第二小学校の活用について	笹間第二小学校について、コミュニティ会議で使用できるようにしていただいていると伺っている。 企業から、空いている学校施設がないかという話を聞いたこともあるが、廃校になった学校を貸し出すための要綱などは定めているか。	以前に花火の製造施設として活用したいという話を聞いたことはあるが、周囲に危険が及ぶ可能性があるということであった。 その他の企業からの話は聞いたことがないが、そのような話があるのであれば教えていただきたい。 要綱を作るのは難しいことではなく、個別の施設を使用したいという希望があるのであれば、条件を提示することは可能である。 笹間第二小学校については、地域の方々が使用したいという希望があり、そちらを優先しているが、地域の方々が企業に貰してもいいというのであれば検討の余地はある。 廃校となった学校を使用したいという企業があったとしても、比較的小規模な企業であり、大きな雇用等に繋がるということはあまりないと思うが、希望される企業があるのであればお知らせいただきたい。